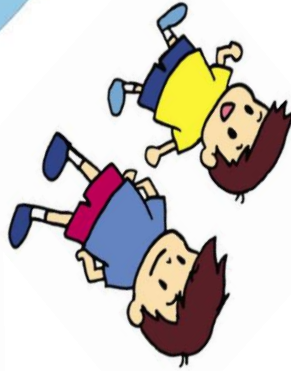
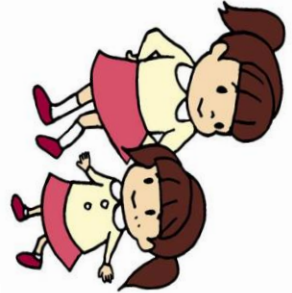


吉崎市次世代育成支援行動計画 (後期計画)

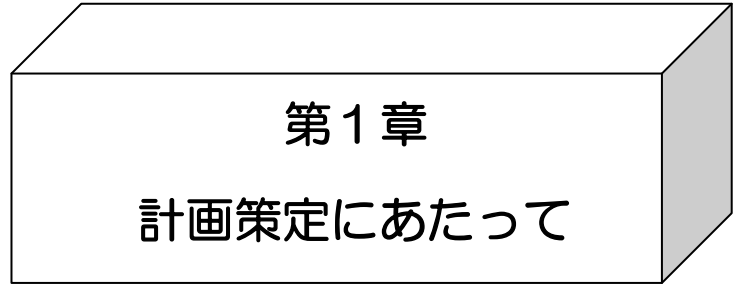




目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の対象.....	3
5. 計画策定のためのアンケート調査.....	3
第2章 計画の基本構想	4
1. 本市の現状.....	5
(1) 少子化の動向.....	5
(2) 家庭環境の状況.....	9
(3) 就業環境の状況.....	11
2. 行動計画策定にあたっての基本的視点.....	12
3. 将来像と基本理念.....	14
(1) 将来像.....	14
(2) 基本理念.....	15
4. 施策の体系.....	16
第3章 具体的な支援施策	17
1. 子どもの体を養う環境づくり.....	18
(1) 子どもや母親の健康の確保.....	18
(2) 小児医療の充実.....	21
(3) 「食育」の推進.....	23
2. 子どもの心を育む教育づくり.....	26
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	26
(2) 児童の健全育成の推進.....	30
(3) 思春期保健対策の充実.....	33
(4) 次代の親の育成.....	34
3. 子育て支援ネットが創る社会づくり.....	35
(1) 子育て支援のネットワークづくり.....	35
(2) 家庭や地域の教育力の向上.....	38
(3) 一人親家庭の自立支援の推進.....	41
(4) 障がい児施策の充実.....	44
(5) 経済的支援の推進.....	46
4. 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり.....	48
(1) 保育サービスの充実.....	48
(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し.....	52

(3) 仕事と子育ての両立の推進.....	55
5. 声かけ、支え合う地域づくり.....	60
(1) 地域における子育て支援サービスの充実.....	60
(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	66
(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	67
(4) 被害にあった子どもの保護の推進.....	68
(5) 児童虐待防止対策の充実.....	70
(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	71
6. 安全・安心なやさしいまちづくり.....	72
(1) 良質な住宅の確保.....	72
(2) 良好な居住環境の整備.....	73
(3) 安全な道路交通環境の整備.....	75
(4) 安心して外出できる環境の整備.....	76
(5) 安全・安心のまちづくりの推進等.....	77
第4章 計画の推進	78
1. 計画の実施体制.....	79
2. 計画内容や進捗状況の周知.....	79
3. 計画の評価・見直し等仕組みづくり.....	79



第1章
計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

急速な少子化と家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、国は、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的としており、地方公共団体（都道府県及び市町村）、一般事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるもの）、特定事業主（国及び地方公共団体の機構）に平成 17 年度から 5 年を 1 期とした前期・後期計 10 年間の次世代育成対策に関する行動計画の策定を義務づけ、総合的かつ効果的に推進していこうとするものです。

そこで、国や県の動向、本市の子育て支援策の現状を踏まえて、次世代を担う子どもと子育て家族を総合的に支援するための次世代育成支援行動計画を策定します。本市におきましても、平成 17 年度から 5 年間の子育て支援策の方向性や目標を総合的に定めた「壱岐市次世代育成支援対策行動計画書」を策定し、「しまの人々の温かいまなざしと支えの中で、ゆとりをもって子育ての喜びが感じられるような、癒しの島の実現」に取り組んできました。

今回、平成 21 年度は、前期計画 5 年の終了年度にあたることから、アンケート調査による分析、前期計画の施策等の中間評価を行い、平成 22 年度から始まる後期計画を策定しました。

2. 計画の位置付け

■この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画であり、計画の策定にあたっては、県の行動計画とも連携を図っていきます。

■この計画は、壱岐市の基本的な方向性を定めた、「基本構想」を踏まえ、「壱岐市総合計画」をはじめ各分野の計画との整合性を図り、次世代育成支援に関わる施策、事業の方向性を示すものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とし、平成 21 年度までの 5 年間の前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の後期とされており、平成 16 年度に平成 17 年度を基準年度とし、平成 21 年度を目標とする 5 年間の計画（前期計画）を策定しました。

このため、この計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画（後期計画）とします。

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
初回策定		前期計画										
							本計画期間（後期計画）					

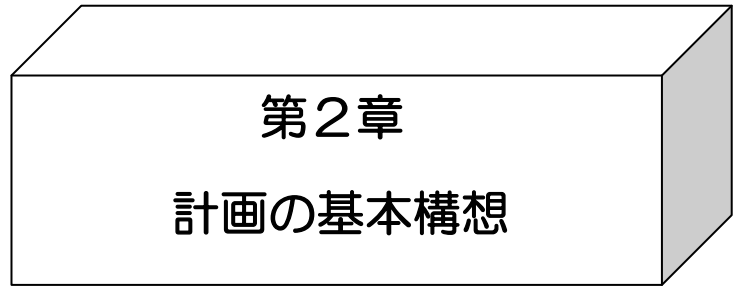
4. 計画の対象

この計画は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその家族、それに関わる地域、企業、行政などを対象とします。

5. 計画策定のためのアンケート調査

次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、保育サービスの利用状況や今後の意向、各種支援施策の認知、活用状況等子育てに関するニーズを把握するためにアンケート調査を行いました。（報告書にはぎ岐市子育てに関するアンケート調査と表記。）

区 分	就学前児童保護者調査			小学生児童保護者調査		
(1) 調査対象者	0歳～5歳までの児童のいる世帯で保育所及び幼稚園に通っている保護者等を対象としました。 (平成21年4月1日現在)			小学校児童(1年生～6年生)のいる世帯を対象としました。 (平成21年4月1日現在)		
(2) 抽出方法	全数調査			全数調査		
(3) 調査方法	保育所、幼稚園及びぎ岐子どもセンターに調査票を配布し、保護者に記入してもらい、その後回収した。			小学校に調査票を配布し、保護者に記入してもらい、その後回収した。		
(4) 調査期間	開始：平成21年7月3日 終了：平成21年7月17日			開始：平成21年7月3日 終了：平成21年7月17日		
(5) 回収状況	発送数	回収数	回収率	発送数	回収数	回収率
	773	577	74.6%	1274	597	46.9%



第2章

計画の基本構想

1. 本市の現状

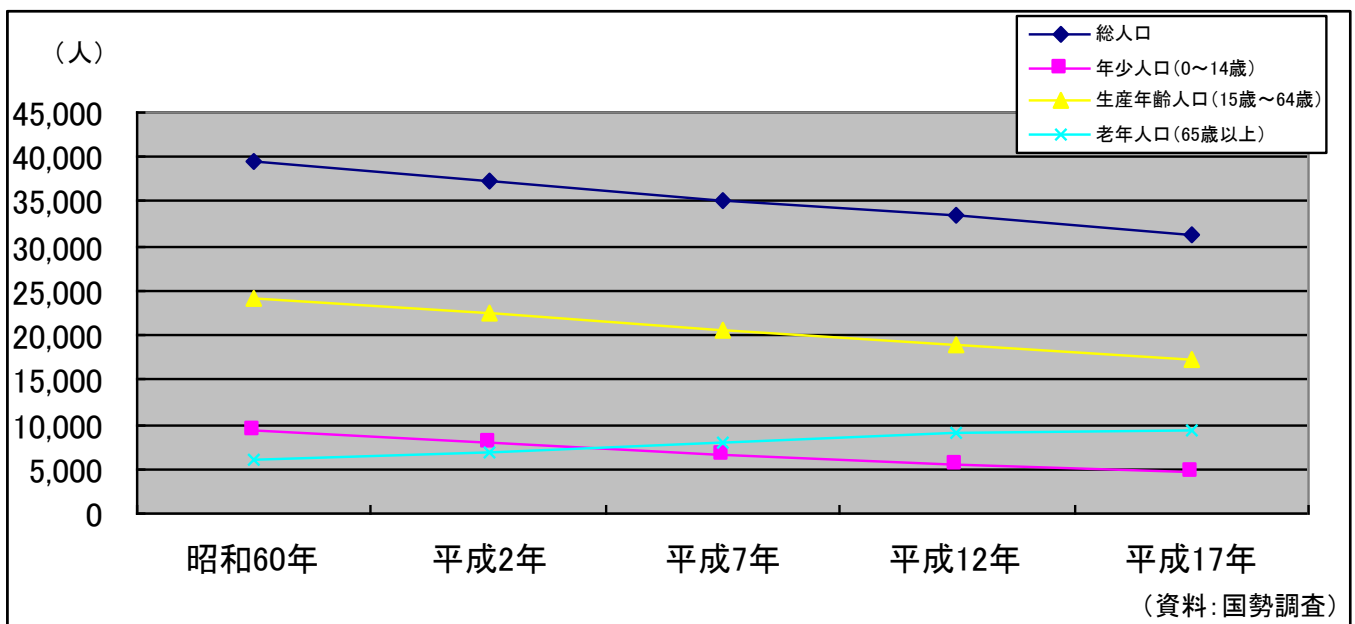
(1) 少子化の動向

①人口の推移

本市の人口を国勢調査で見ると、平成7年は31,414人です。これは、昭和60年の39,528人と比べると、8,114人、20.6%減少しています。

この間の年齢3区分人口をみると、65歳以上の老年人口が5年ごとに大幅な増加を示しているのに対して、0～14歳の年少人口は昭和60年の9,407人から平成17年は49.3%減少して4,773人となっており、確実に少子・高齢社会に進んでいることがわかります。

■総人口、年齢3区分別人口■



(人)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	39,528	37,305	35,089	33,538	31,414
年少人口(0～14歳)	9,407	7,978	6,632	5,582	4,773
生産年齢人口(15歳～64歳)	24,068	22,483	20,443	18,878	17,304
老年人口(65歳以上)	6,053	6,844	8,014	9,078	9,337

(資料: 国勢調査)

②12歳未満の人口の推移

本市の12歳未満の人口の推移をみると、昭和60年の8,007人から平成17年では3,724人、53.5%の減少となっています。

■12歳未満の人口の推移■

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
0歳	503	404	328	294	247
1歳	516	460	382	326	278
2歳	547	448	352	301	265
3歳	576	472	391	334	281
4歳	564	475	382	370	269
5歳	562	502	429	344	291
6歳	595	523	431	356	270
7歳	648	533	426	340	288
8歳	679	558	471	390	324
9歳	654	567	484	380	294
10歳	700	555	488	413	306
11歳	716	597	500	405	291
12歳	747	643	526	429	320
合計	8,007	6,737	5,590	4,682	3,724

(資料：国勢調査)

■昭和60年を100とする指数■

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
0歳	100.0	80.3	81.2	89.6	84.0
1歳	100.0	89.1	83.0	85.3	85.3
2歳	100.0	81.9	78.6	85.5	88.0
3歳	100.0	81.9	82.8	85.4	84.1
4歳	100.0	84.2	80.4	96.9	72.7
5歳	100.0	89.3	85.5	80.2	84.6
6歳	100.0	87.9	82.4	82.6	75.8
7歳	100.0	82.3	79.9	79.8	84.7
8歳	100.0	82.2	84.4	82.8	83.1
9歳	100.0	86.7	85.4	78.5	77.4
10歳	100.0	79.3	87.9	84.6	74.1
11歳	100.0	83.4	83.8	81.0	71.9
12歳	100.0	86.1	81.8	81.6	74.6
合計	100.0	84.1	83.0	83.8	79.5

(資料：国勢調査)

③出生数と合計特殊出生率の推移

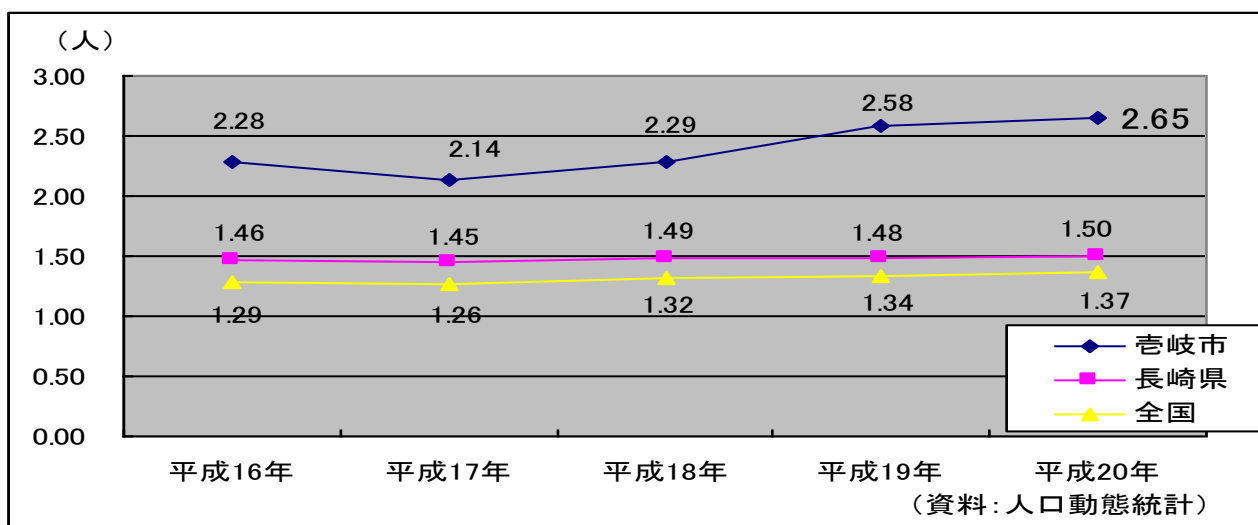
我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には、約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万でありましたが、昭和50年に200万人を割り込み、それ以降は毎年減少を続け、昭和59年には150万人を割り込みました。平成3年以降は、増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっております。

本市におきましても、平成17年以降出生数は減少しており、出生率においても平成20年度は全国・長崎県の出生率を下回る状況となっております。

次に1人の女性が生涯に産むと仮定したときの子ども数に相当する合計特殊出生率をみると、平成17年以降上昇しており、全国・長崎県の率を上回っています。

このように、合計特殊出生率は若干上昇をしているものの、依然として出生数が減少しており、決して楽観できない状況となっております。

■合計特殊出生率の推移■



(人)

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
吉崎市	2.28	2.14	2.29	2.58	2.65
長崎県	1.46	1.45	1.49	1.48	1.50
全国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37

(資料：人口動態統計)

■出生数の推移■

(人、%)

区分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
吉崎市	人	276	277	271	275	252
	率	8.6	8.8	8.8	9.0	8.4
長崎県(率)		8.7	8.2	8.5	8.4	8.5
全国(率)		8.8	8.4	8.7	8.6	8.7

(資料：人口動態統計)

④婚姻・離婚の状況

本市の平均初婚年齢は、平成20年で夫が28.3歳、妻が26.7歳と前年度より僅かに下がったものの、結婚年齢が高くなる晩婚化は進行しております。

これに伴い、出生した時の母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向があらわれるようになります。高年齢になると、出産を控える傾向にあることから、晩婚化や晩産化は少子化の原因になります。又、厚生労働省「人口動態統計」によると、我が国では平成19年に生まれた子どものうち、98%は嫡出子であり、子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であることから、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることとなります。

■平均初婚年齢■

(歳)

区 分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
吉崎市	男	—	29.4	29.4	29.6	28.3
	女	—	27.2	26.6	27.0	26.7
長崎県	男	28.8	29.0	29.2	29.3	29.5
	女	27.2	27.7	27.8	28.0	28.1
全国	男	29.6	29.8	30.0	30.1	30.2
	女	27.8	28.0	28.2	28.3	28.5

(資料：人口動態統計)

■婚姻・離婚率■

(件/人口千人)

区 分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻率	吉崎市	4.3	3.9	4.9	3.9	4.1
	長崎県	4.8	4.8	4.8	4.8	4.9
	全国	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8
離婚率	吉崎市	1.65	1.69	1.75	1.84	1.61
	長崎県	2.12	2.02	2.00	1.89	1.76
	全国	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99

(資料：人口動態統計)

(2) 家庭環境の状況

平成 17 年の国勢調査によると、本市の総世帯は 10,544 世帯で、昭和 60 年の 10,638 世帯に比べ、わずかながら減少しております。世帯の内訳をみると、平成 17 年では核家族が 49.4%の 5,202 世帯、その他の親族世帯が 27.1%の 2,861 世帯、独身世帯が 23.3%の 2,460 世帯、非親族世帯が 0.2%の 21 世帯となっています。

昭和 60 年以降の推移をみると、独身世帯が世帯数、割合とも増加傾向にあり、こうした点も少なからず少子化に影響を与えるものと思われます。

■ 家族類型別世帯 ■

(世帯、%)

区分	核家族世帯		その他親族世帯		非親族世帯		独身世帯		総世帯数 (世帯)
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	
昭和 60 年	5,401	50.8	3,707	34.9	14	0.1	1,516	14.3	10,638
平成 2 年	5,285	50.2	3,579	34.0	7	0.1	1,650	15.7	10,521
平成 7 年	5,247	49.8	3,347	31.7	14	0.1	1,941	18.4	10,549
平成 12 年	5,278	49.6	3,113	29.3	24	0.2	2,220	20.9	10,635
平成 17 年	5,202	49.4	2,861	27.1	21	0.2	2,460	23.3	10,544

(注) 家族類型：一つの世帯を家族のつながり、人数、年齢構成等で分類したもの

(資料：国勢調査)

次に、18 歳未満、6 歳未満児童のいる世帯をみると、平成 17 年は、18 歳未満児童のいる世帯は 3,076 世帯、総世帯に占める割合は 29.2%となっています。同じく、6 歳未満児童のいる世帯は 1,245 世帯で、総世帯数の 11.8%となっています。

これらを昭和 60 年からの推移でみると、世帯数、割合とも大きく減少しています。

■ 18 歳未満、6 歳未満児童のいる世帯 ■

(世帯、%)

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
18 歳未満児童のいる世帯	(世帯)	5,238	4,625	3,985	3,468	3,076
	昭和 60 年を 100 (指数)	100.0	88.3	76.1	66.2	58.7
	総世帯に占める割合 (%)	49.2	44.0	37.8	32.6	29.2
6 歳未満児童のいる世帯	(世帯)	2,163	1,816	1,535	1,350	1,245
	昭和 60 年を 100 (指数)	100.0	84.0	71.0	62.4	57.6
	総世帯に占める割合 (%)	20.3	17.3	14.6	12.7	11.8

(資料：国勢調査)

6 歳未満児童のいる親族世帯の状況をみると、平成 17 年ではその他親族世帯が 663 世帯、

53.3%を占めています。

昭和60年からの推移で見ると、核家族世帯は世帯数では減少傾向にありますが、割合では増加傾向にあります。

その他の親族世帯は、世帯数、その割合とも減少傾向にあり、子育て経験の豊富な祖父母等の身近な親族から、子育てについてのアドバイスを受けることのできない世帯が多くなっています。

■6歳未満児童のいる親族世帯数■

(世帯、%)

区分	核家族世帯		その他親族世帯	
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)
昭和60年	836	38.7	1327	61.3
平成2年	689	37.9	1127	62.1
平成7年	617	40.1	922	59.9
平成12年	587	43.5	763	56.5
平成17年	582	46.7	663	53.3

(資料：国勢調査)

(3) 就業環境の状況

①産業別就業者数

平成17年の国勢調査による本市の就業者数は、15,491人です。内訳は、第1次産業が4,130人(26.7%)、第2次産業が2,672人(17.2%)、第3次産業が8,689人(56.1%)となっています。

平成2年からの推移をみると、第3次産業は増加していますが、本市の基幹産業である第1次産業は、就業者、割合とも大きく減少しています。これには、人口の減少と少子高齢化の進展も少なからず影響を与えているものと思われます。

■産業別就業者数■

(人、%)

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)
第1次	6,639	37.0	5,408	31.4	4,413	26.8	4,130	26.7
第2次	3,273	18.2	3,388	19.7	3,452	21.0	2,672	17.2
第3次	8,045	44.8	8,433	48.9	8,597	52.2	8,689	56.1
合計	17,957	100.0	17,229	100.0	16,462	100.0	15,491	100.0

(資料：国勢調査)

2. 行動計画策定にあたっての基本的視点

計画は、以下の8つの基本的視点に留意して策定しています。

基本的視点1 子どもの視点

次世代は担う子どもの人権を守るために、児童の権利に関する条約は、1986年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効し、日本は1994年に批准しました。しかし、現実には児童虐待をはじめとして、子どもの人権は十分に守られているとはいえません。こうしたことから、次世代育成支援対策の推進において、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。それとともに、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要となっています。

基本的視点2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものと認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

基本的視点3 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育ての家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化・複雑化しています。このような多様なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

基本的視点4 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育ての中心となることは言うまでもありません。しかし、家庭ばかりでなく地域においても子育て能力が低下している今日、子育てを国及び地方団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題として据え、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

基本的視点 5 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

基本的視点 6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、自治会等の組織、団体、個人が活動しています。加えて、先人から受け継がれてきた地域独自の伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、児童福祉法を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

基本的視点 7 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが必要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要です。

基本的視点 8 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なります。このため、それぞれの地方の特性を生かしながら、利用者が必要とするサービスが提供できるよう主体的で柔軟な取り組みを進めていくことが必要です。

3. 将来像と基本理念

(1) 将来像

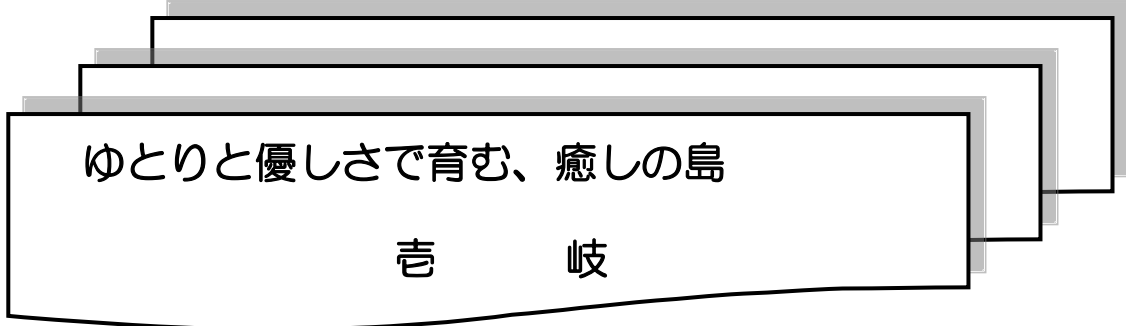
子育ての目的は、行動計画策定に当たって国が示す基本的視点にあるように、子どもの幸せを第一に考え、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもの利益が最大限にもたらされるように子どもに対する保護と援助を促進することにあります。

しかしながら、今日の子どもを取り巻く環境をみると、子ども同士のふれあいの減少、いじめ、非行等の問題やひきこもり、不登校、子どもを狙った犯罪や子どもが加害者となる犯罪の増加など、子ども自身に関わる様々な問題が起こっています。

また、子どもを育てる親の状況を見ると、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、子育てに対する負担感などにより、子育てに対する不安感が増大しています。

このような状況を踏まえた場合、子育ては親が主体であるという前提に立ちながらも、子育てを社会全体で温かく見守り、必要な支援をしていくことが必要です。

吉崎市では、しまの人々の温かいまなざしと支えの中で、ゆとりをもって子育ての喜びが感じられるような、癒しの島の実現を目指し、以下のような将来像を設定しました。



ゆとりと優しさで育む、癒しの島

吉 岐

(2) 基本理念

将来像に基づいて、子ども、親、家庭、地域がそれぞれの責任を認識し、子育ての意義について理解が深められるよう、以下の3つの基本理念を掲げます。

基本理念 1

ゆとりをもって、心身ともに健やかに育つまちづくり

すべての子どもがすこやかに、たくましく育つとともに、次代の“まち”の将来を担う子どもが人間性豊かで、柔軟な社会を備えた自立した親となるためのまちづくりを進めます。

基本理念 2

安心して子育てできるまちづくり

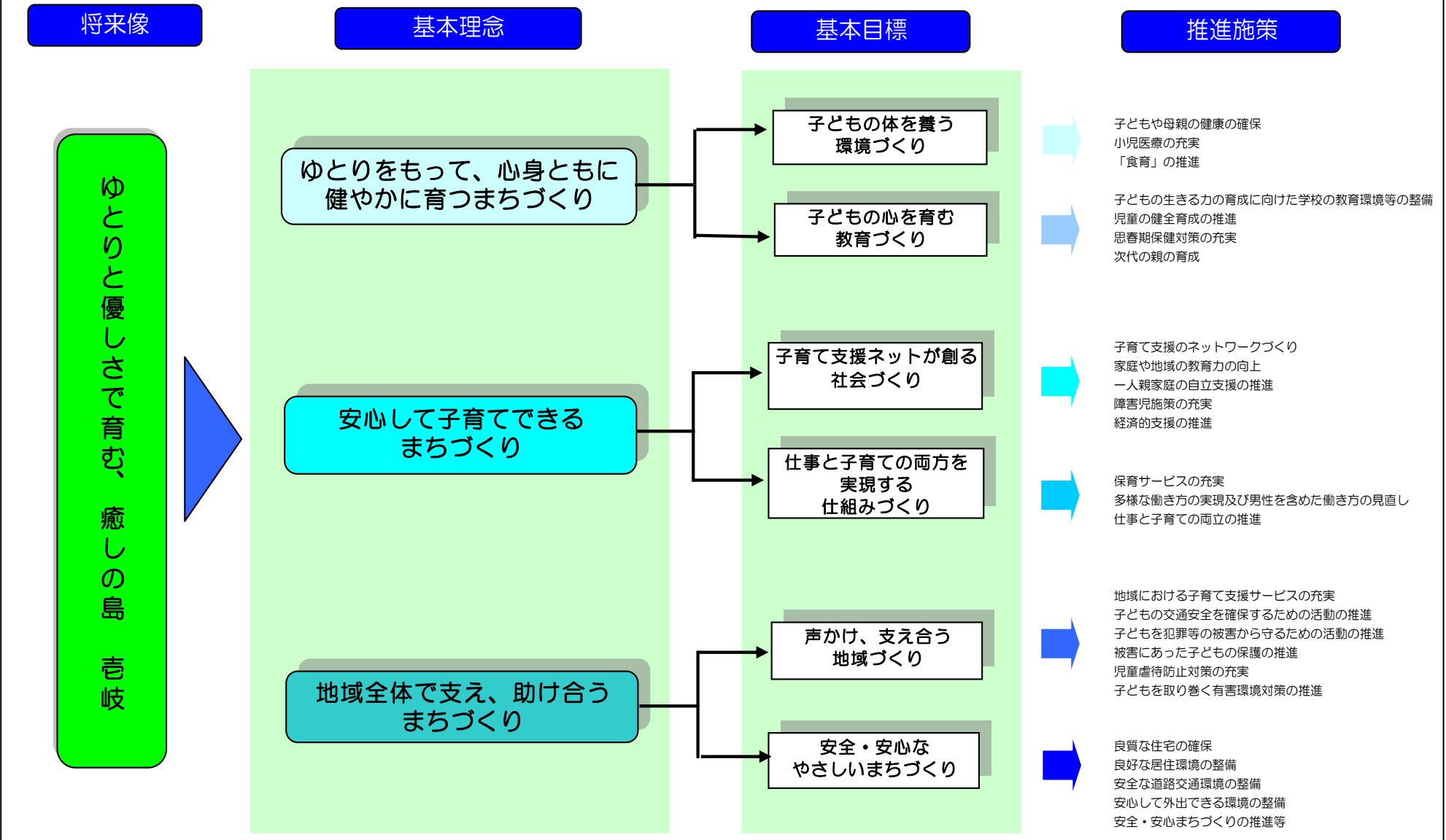
子どもを持つ親が安心して生み育てられるためのネットワークづくりを進めるとともに、仕事と子育ての両立や女性の社会参加に対する理解と協力ができるまちづくりを進めます。

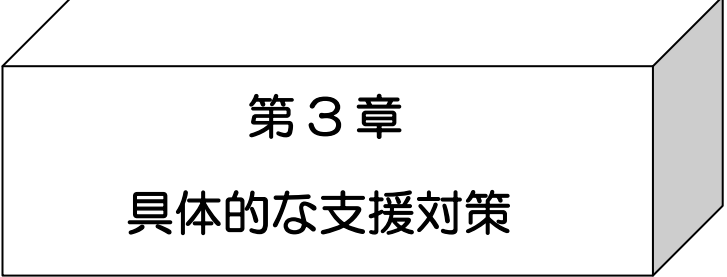
基本理念 3

地域全体で支え、助けあうまちづくり

近所同士の声かけを中心とした地域の密接なつながりを基本に、次代を担う子どもや家庭を地域全体で支えることによって、地域も一緒に育つまちづくりを進めます。

4. 施策の体系





第3章
具体的な支援対策

1. 子どもの体を養う環境づくり

(1) 子どもや母親の健康の確保

現状と課題

妊娠から出産に至るまでの母子の健康づくりは、その後の子どもの成長や親子関係に大きく影響するものです。

本市では妊産婦や乳幼児などへの健康事業や母子健康支援事業を実施し、妊産婦の保健事業としては、おおむね以下のような4事業が、乳幼児の健康診査事業としては6事業が実施されています。

母子保健支援事業としては、母子手帳の交付のほか5事業あり、各種教室・学習会が2事業、各種相談事業が3事業となっています。

今後もこれらの事業の継続を図るとともに、健康診査や保健指導等の各種保健事業の充実を図り、妊娠、出産、乳幼児期を通じた親子の心と身体の健康づくりを支援する取り組みが必要となっています。

■ 妊産婦保健事業 ■

事業名	事業概要
妊婦一般健康診査	妊娠中を安心して過ごすために、異常の早期発見・早期治療を目的に実施。医療機関へ委託。
妊婦訪問指導	若年妊婦・ハイリスク妊婦などを対象に保健師、助産師などが訪問して指導を行う。
新生児訪問指導	母子の心身の健康状態を確認し、保護者が安心して育児を行えるよう訪問して指導を行う。
妊娠届出時指導	母子手帳交付時、妊娠中の生活の過ごし方や地域にある社会資源の説明を実施する。

■ 乳幼児健康診査事業 ■

事業名	事業概要
乳児一般健康診査	疾病や障害の早期発見と早期治療を目的に実施。医療機関へ委託。
乳児健康診査（4～5、11～12ヵ月児健康診査）	健康状態、発達状態を把握するとともに、適切な対応を行っていけるように支援する。 内容：身体計測、問診、栄養相談、歯科相談、絵本読み聞かせ、診察。
1、6歳児健康診査（1歳7～8ヵ月健康診査）	運動機能、視聴覚、精神発達遅滞など心身機能を早期に発見し、適切な対応を行っていけるよう指導する。また、子どもの事故防止、生活習慣の自立、虫歯予防、幼児の栄養や育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図るとともに、保護者への育児支援を行う。
3歳児健康診査（3歳6～7ヶ月健康診査）	身体発育、精神発達の面で最も重要な時期である3歳児に対して、疾病・異常の早期発見と成長発達の評価を行い、生活習慣の自立の確認や事故防止などについて子どもや保護者に対して適切な指導助言などを行う。また、子育てに不安を持つ母親の支援や不適切な関わりを早期発見し、支援につなげていく。
乳幼児精密健康診査	より精密に診断を行う必要のある児童について、専門医療機関や児童相談所などで受診できる。確定診断のために要する費用を公費でまかなう。
新生児聴覚検査	聴覚障害児の早期発見と早期治療を目的に実施。医療機関へ委託。

■ 歯科事業 ■

事業名
乳幼児歯科相談
歯の衛生週間事業
歯なまる教室

■ 予防接種事業 ■

事業名
集団接種（ポリオ、BCG、三混、日脳）
個別接種（麻しん、風しん）

■ 母子保健支援事業 ■

事業名	事業名
母子手帳の交付	すくすく育児相談
お遊び教室	のびのび子育て相談
離乳食教室	就学前相談

施策の方向

- 妊産婦や乳幼児などへの各種健診事業や新生児訪問、母子保健支援事業の充実強化を推進するとともに、地域に密着した保護者の交流の場となるような事業の展開を図ります。
- 母親自身の健康づくりの視点から、妊娠、出産、育児に関する学習の場としての機能も充実します。
- 障害や発達に遅れのある子どもの早期発見や必要な療育、指導が受けられるよう関係機関との連携を図ります。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(26年度)	窓 口
妊産婦保健事業	妊婦健診、妊婦訪問指導、妊婦届出時指導、妊婦相談などを通して、妊娠中を安心して過ごすことができる環境づくりを一層充実します。妊産婦については、産婦人科医院と産科医院の連携によりマタニティ教室での産科保健教育や医療情報交換などを推進します。	継続	健康保健課
乳幼児健康診査	乳幼児の健全な発育発達を促進するため、「4～5ヶ月児」から「3歳児」までに成長段階ごとの健診を実施し、乳幼児の疾病・障害の早期発見等に努めます。	継続	健康保健課
予防接種事業	ポリオや麻しん等の各種伝染病の予防のため、予防接種を行います。また、接種時期の通年化に向けて検討を行うことにより、平均接種率の向上に努めます。	継続	健康保健課

施策の名称	施策の概要	目標(26年度)	窓 口
歯科保健事業	乳幼児の虫歯予防のため、歯科保健に関する講話やフッ化物塗布を行います。	継続	健康保健課
妊産婦新生児 訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	妊産婦並びに乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて問題ケースの把握などや対応も図ります。	継続	健康保健課
乳幼児等訪問指導 (養育支援訪問事業)	妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育を支援するため、専門的相談や育児・家事援助等を行います。	継続	健康保健課
栄養事業 (離乳食教室)	乳幼児期の健全な発育が行われるよう、食習慣の確立を図り、バランスのとれた栄養素の確保、また発育とともに咀嚼能力や嗜好性に問題が生じないような適切な進め方、調理法などを普及させ、食育の推進を図ります。	継続	健康保健課
乳幼児発達支援事業 (お遊び教室・ のびのび子育て相談)	発達面等が気になる乳幼児や育児不安等を抱える保護者を支援するため、専門的相談や養育方法の提供をします。	継続	健康保健課 市民福祉課
相談事業 (すくすく育児相談・ 就学前相談)	乳児期から就学前の児の発達、発育の確認、保護者の育児不安等の相談等継続的支援を行います。	継続	健康保健課

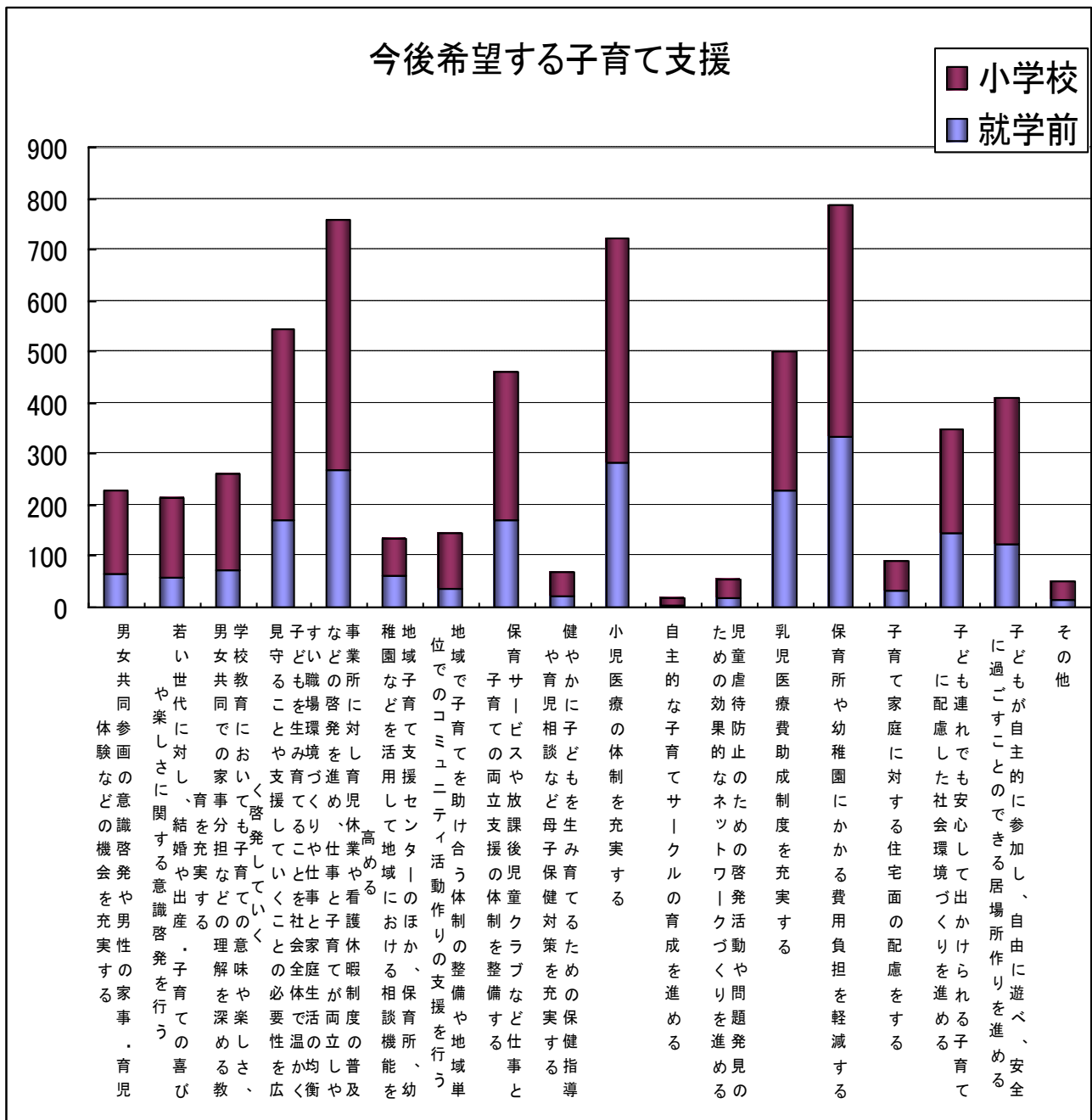
(2) 小児医療の充実

現状と課題

地域で安心して子どもを産み育てるためには、子どもの急病や事故に適切に対応できる医療体制が必要です。

アンケート調査でも「小児医療の体制を充実する」を希望されている方が高い割合を占めています。

現在、本市では夜間や休日の小児科専門医の当番制がないため、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる小児医療体制づくりが求められます。特に小児救急医療については関係機関との連携による取り組みが必要になっています。



(吉崎市子育てに関するアンケート調査)

施策の方向

- 医療費の負担軽減を図るため、自己負担分（全部又は一部）の助成をします。
- 休日・夜間での小児科専門医の配置を含めた救急医療体制づくりを促進します。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(26年度)	窓 口
乳幼児医療費助成事業	子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児医療費支給制度について、国・県の制度と調整して実施します。	継続	市民福祉課
救急医療体制確立事業	休日・夜間の小児科救急について、関係機関と調整して実施します。	継続	健康保健課

(3)「食育」の推進

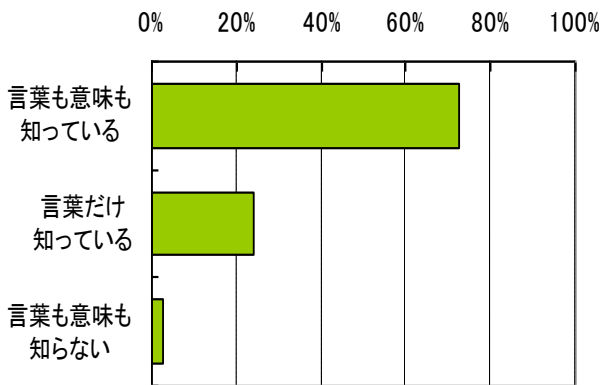
現状と課題

私たちを取り巻く「食」環境は、社会情勢とともにめざましい発展と変化をもたらしていますが、同時に「食の安全性」「食品の廃棄」「環境汚染」ひいては食生活の乱れからくる「生活習慣病や医療費の増加」と問題は山積みです。次世代を担う子どもたちにおいても、朝食を食べなかったり、夜遅くまでの飲食、思春期における無理な減量に見られるように心と体の健康問題が、今問題になっています。

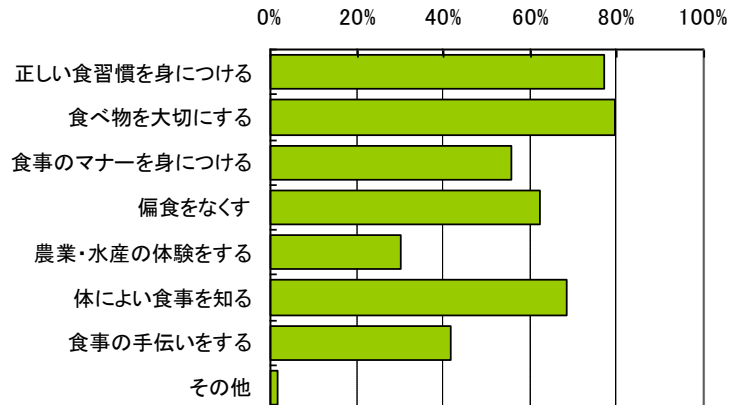
こうしたことから、「食」に対する正しい知識や選択力の習得をはじめ、食環境の整備等が必要です。

今後は、吉崎市食育推進計画等との整合性・調整を図りながら、家庭や地域、各関係機関との連携をし、食育の推進をします。

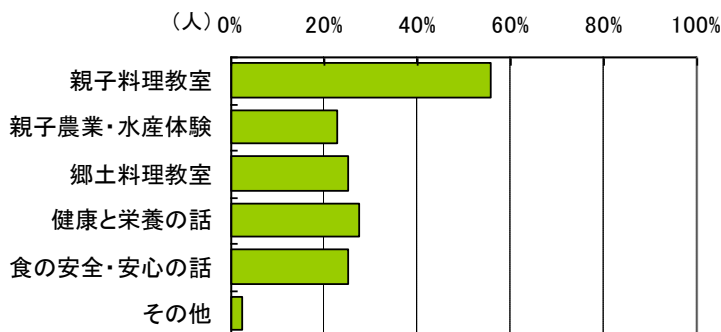
●「食育」という言葉知っていますか



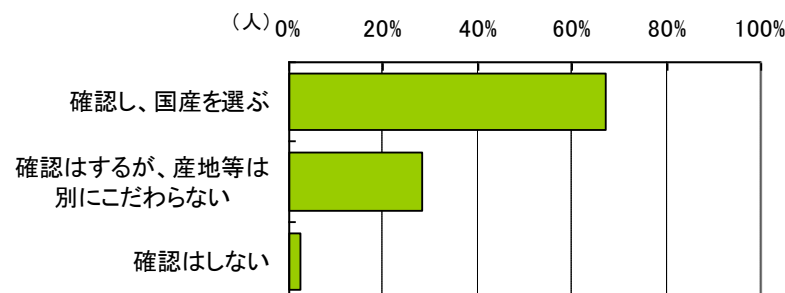
●どのような「食育」が必要とされていますか



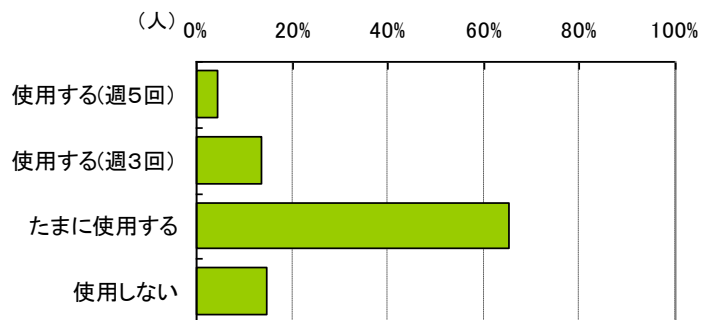
●「食」に関することで、参加したい事業は何ですか



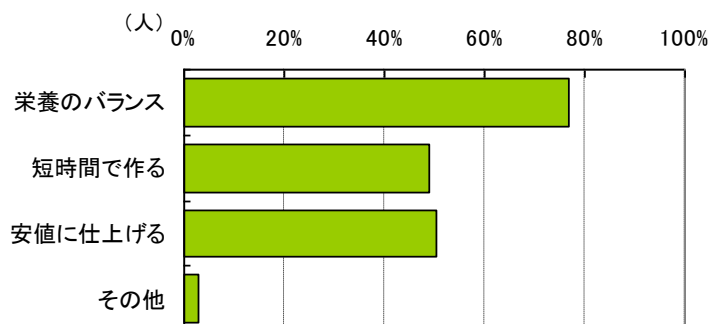
●食品を購入する時、産地や原材料等の確認をしますか



●市販の冷凍食品を使用しますか

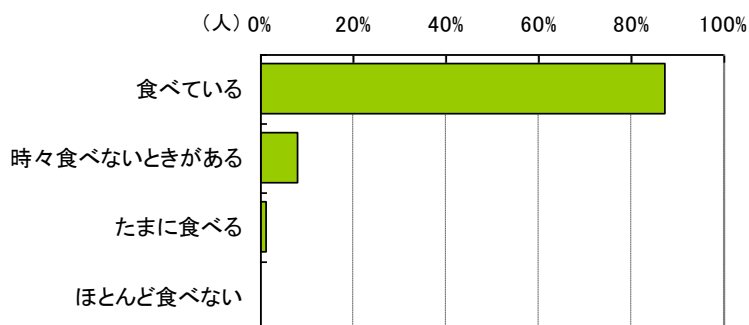


●食事を作る時に優先することは何ですか

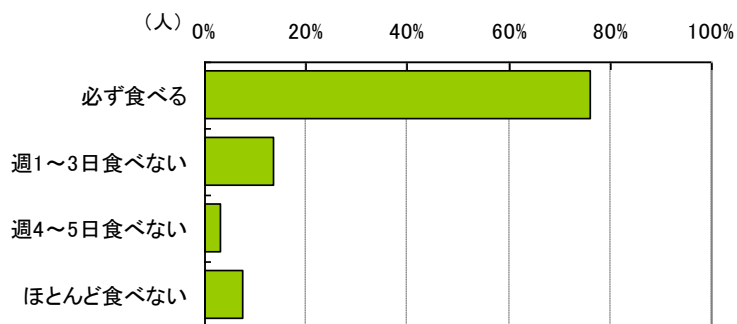


●朝食の摂取状況

(乳幼児・小学生)



(高校生)



(吉崎市子育てに関するアンケート調査・平成19年度吉岐地区公立高等学校食育アンケート)

施策の方向

- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報提供を推進します。
- 保護者に対する食生活改善指導等を併せて推進し、小児生活習慣病の予防と適切な食生活の確立を図ります。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(26年度)	窓 口
家庭における推進	家庭は食育の基本となる場所であるため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報提供を行うため、郷土料理教室や健康料理教室の参加を推進します。	拡充	健康保健課
農林・水産等における推進	子どもたちへの農業体験、水産体験教室などの教育ファームを通して、自然の恵みを受けた新鮮な地場産品や生産者の顔の見える「食の安心・安全」を届け、食の大切さ、感謝の気持ちを育くむため、家庭や学校給食等への地域農水産物の導入促進や魚食普及を推進します。	拡充	健康保健課 農林課 水産課
地区組織における推進	食生活改善推進員(ヘルスマイト)の活動に地域での「各種料理教室」の実施を推進する。また、各世代を対象に、食生活(スローフード)についての学習や調理実習を行い、地域の食文化も併せた情報提供を行います。小中学校のゲストティーチャーとして、調理実習などの体験学習の機会を充実します。	拡充 (吉岐市食生活改善 推進員 170 人 →200 人)	健康保健課
保育所・幼稚園における推進	保育所指針・幼稚園教育要領に基づき、「生きる力」の基礎となる健康な心と体を育てるため、食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし、進んで食べようとする気持ちを育みます。	継続	市民福祉課 教育委員会
学校における推進	教育活動に食育を位置づけ推進することで、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。	継続	教育委員会

2. 子どもの心を育む教育づくり

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状と課題

平成21年度の本市の児童・生徒数は、幼稚園児が375人、小学生が1,781人、中学生が955人となっており、少子化等の影響により減少傾向が続いています。幼稚園では、体験保育や未就学園児への園庭開放等が実施され、小・中学校では、特色のある学級づくりや児童・生徒主体の授業改善の工夫などに取り組んでいるところです。

しかし、その一方で、不登校やひきこもり、学力の低下などが指摘されるなど、教育環境を取り巻く状況は、深刻な課題が多くみられます。

このような状況の中で、時代の変化に対応できるたくましい子を育てることが急務となっており、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間、健康や体力といった「生きる力」を育成することが学校教育の重要な課題となっています。

このため、本市では基礎的な学力の定着を図ることはもとより、ゆとりの中で豊かな人間性などの「生きる力」を身につけることができるように、家庭や地域との連携を図りながら、特色ある学校づくりを進めるなど、教育環境の充実に努めていきます。

■児童・生徒数の推移■

(カ所、校、人)

区分	施設数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
幼稚園	9	—	—	393	384	375
小学校	18	1,976	1,922	1,901	1,854	1,781
中学校	10	1,117	1,068	1,008	972	955

(資料：教育委員会資料 各年5月現在)

施策の方向

①確かな学力の向上

- 基本的な学習態度を培うとともに、基礎学力の定着を図るため、T・T（ティーム・ティーチング）や少人数による授業等により、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を推進します。
- 児童・生徒の「生きる力」を伸ばす指導者として、教職員の資質の向上を図るために、各種研修を行います。
- 少子化が進み、生徒数が減少していく中で、良好な教育環境を確保するため、中学校の統廃合を行います。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
少人数学級の拡大	少人数指導、T・T(チーム・ティーチング)などを積極的に取り入れ、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。	継続	教育委員会
学力向上拠点校事業の推進	基礎・基本の確実な定着を進めるとともに、自ら学び自ら考える力を育成し、学力充実・向上のため、文部科学省の委託事業として学力向上拠点校事業を推進します。	継続	教育委員会
教職員の資質向上	教職員の資質及び専門性の向上を図るため、各種研修を行います。また、教職員による自主的な研修活動への支援を行います。	継続	教育委員会
学校適正配置事業	良好な教育環境を確保するため、中学校の統廃合を実施します。	10校→4校	教育委員会
生涯学習の推進	誰もが気軽に学習できる学習機会を整備して、生涯学習社会の形成に努めます。	継続	教育委員会
外部人材の活用	小中学校の活性化を図るため、外部人材(ゲストティーチャー、スクールボランティア等)の積極的な活用を図ります。	継続	教育委員会

②豊かな心の育成

- 地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色のある学校づくりを推進します。
- 教育相談の内容が多様化、深刻化していることから、各学校でカウンセラー等の専門家と連携した相談体制の充実を図ります。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
地域と学校の連携強化	小中学校が地域の特性や児童生徒の個性を生かし、様々な体験活動や地域との連携・交流を通して、心豊かな児童生徒の育成を図ります。	継続	教育委員会
学校と児童委員・主任児童委員活動の連携	学校と児童委員・主任児童委員による連携を強化して、地域に密着した相談活動の充実を図ります。	継続	教育委員会
道徳教育の推進	児童生徒の道徳性を図るため、地域との交流や体験活動などを取り入れ、道徳の時間の充実と道徳的実践力の育成を行います。	継続	教育委員会

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
心の教室相談員と児童委員・主任児童委員の連携	学校及び地域での児童の状況を連携して把握することにより、個々の実情にあった相談活動を図る。また、相談員と児童委員・主任児童委員との交流研修やケース会議を行います。	継続	教育委員会
ココロねっこ運動の学校・地域連携	子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、学校・地域が連携して推進します。	継続	教育委員会
読書活動の推進	読書活動を推進するため、朝の 10 分間読書活動の定着化や家庭での親子 10 分間読書などの奨励を行います。また、図書ボランティアの活用も推進します。	継続	教育委員会

③健やかな体の育成

- 子どもたちにスポーツ活動の機会を提供することにより、子どもの健やかな成長を図ります。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
青少年スポーツの推進	スポーツの普及振興を図るため、スポーツ施設の整備を行います。	継続	教育委員会

④信頼される学校づくり

- 学校評議員の活用を通して、地域及び家庭と学校との連携・協力を努めます。
- 地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色のある学校づくりを推進します。

具体策施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
学校評議員制の活用	学校経営について外部の視点から助言等を行う学校評議員制度を活用して、地域に開かれた学校づくりを進めます。	継続	教育委員会
心の教室相談員推進事業	スクールカウンセラー配置校を除いた中学校に「心の教室相談員」を配置して、生徒の悩みなどの相談に対応し	継続	教育委員会

	ます。		
特色のある学校づくりの推進	統合的な学習の時間等を活用して、職業体験などの体験活動や地域の人材を講師として招いた授業など、学校と地域の協働による特色ある学校づくりを推進します。	継続	教育委員会
P T A活動への支援	P T A、子ども会等に関する社会教育団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。	継続	教育委員会
郷土の歴史文化 伝統継承活動	子どもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努める必要があります。	継続	教育委員会
児童委員・主任児童委員との連携	児童委員・主任児童委員との連携のもとに、地域に密着した相談活動の充実を図ります。	継続	市民福祉課
家庭児童相談員との連携	家庭児童についての相談業務を強化するために、家庭児童相談員との連携の充実を図ります。	継続	市民福祉課

⑤幼児教育の充実

- 幼稚園・保育所の一元化に向けて、本市においても研究を行っていきます。
- 障害のある子どもに対する保育・教育内容の充実を図ります。
- 幼児教育に関する情報交換や研究等を行うため、幼稚園、保育所、小学校の連携に努めます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
幼稚園と保育所 の一元化	国においては、就学前の教育・保育を一体として据え、一貫した総合施設の設置が検討されていることから、本市においても研究を行っていきます。	新 規	教育委員会
障害児対策	集団保育が可能な障害児の受入を行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障害児の処遇の向上を図ります。	継 続	市民福祉課
幼・保・小の 連携強化	保育や授業を参観し合うとともに、情報交換の場を設定し、連携強化を図ります。	継 続	教育委員会 市民福祉課

(2) 児童の健全育成の推進

現状と課題

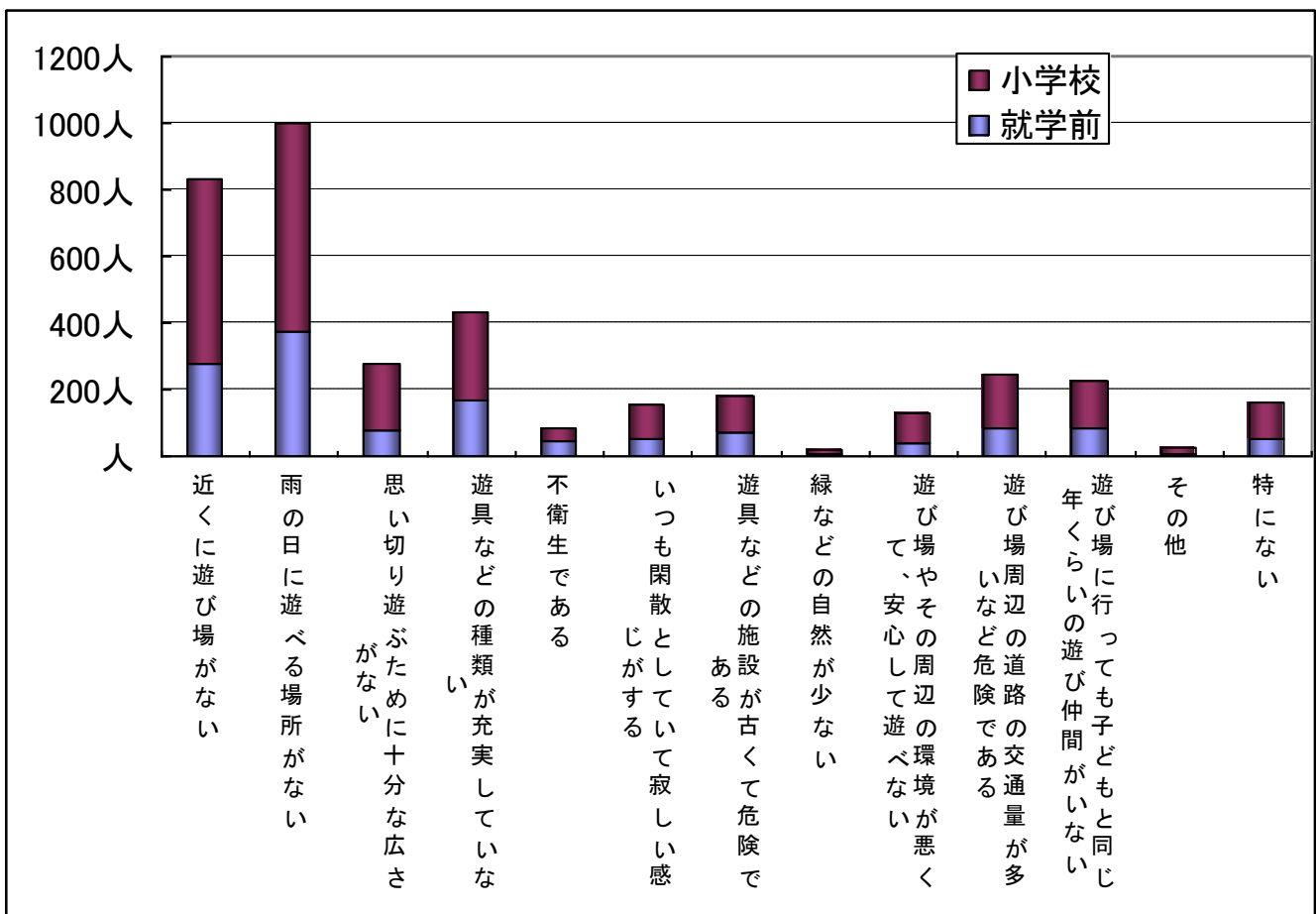
完全学校週5日制導入後、児童生徒が学校以外で過ごす時間が増え、地域の中で遊び、学べる場や機会の必要性が増えています。

アンケート調査によると、「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」「買い物や用事の合間に遊ばせる場がない」などの意見が多く、地域の子どもの遊び場がないことを多くの保護者が問題視しています。

また、平日、土曜日における放課後児童クラブの利用意向は3割を超えていることも踏まえ、このようなニーズに対応した様々な体験活動の場づくりが求められています。

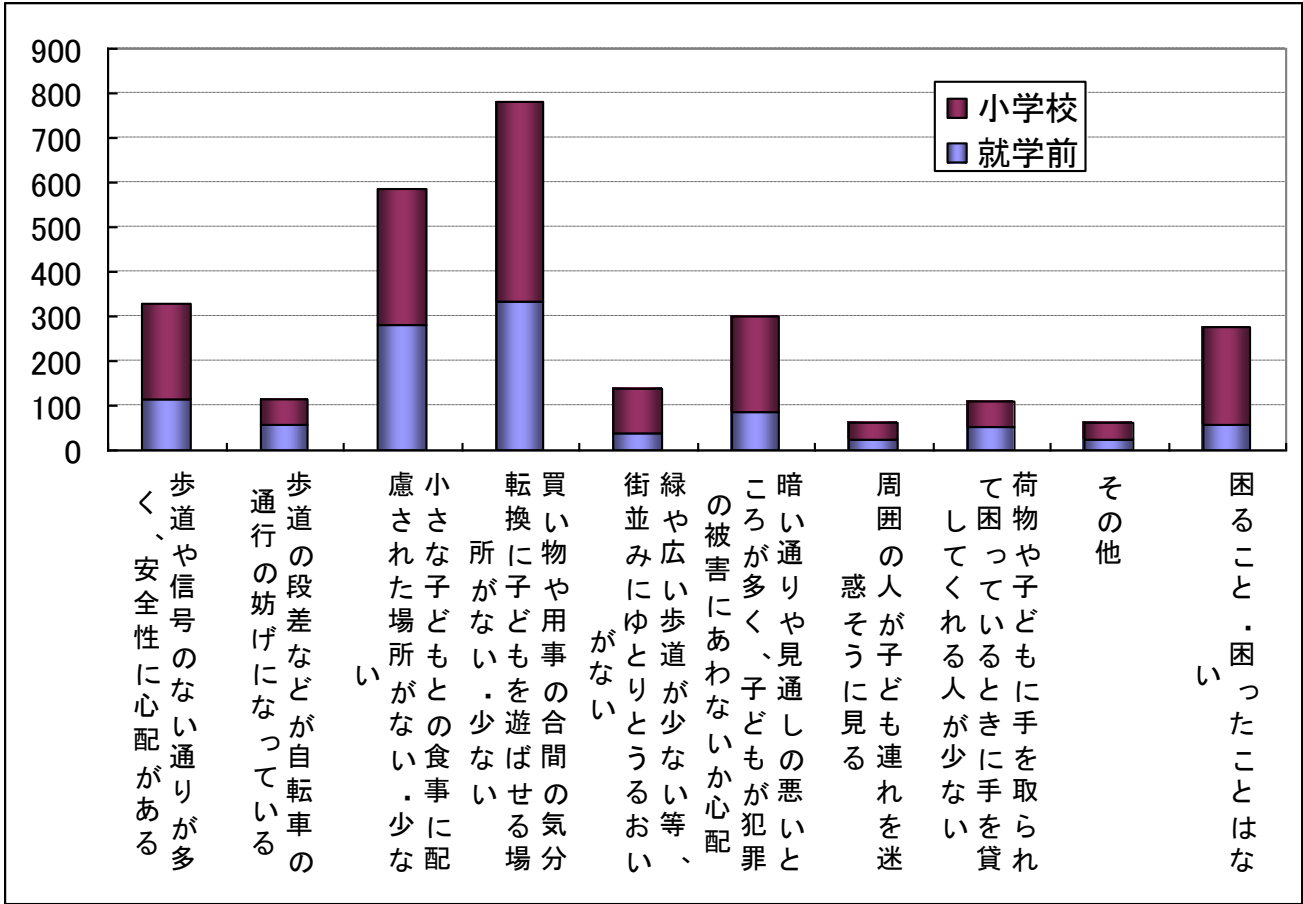
未来を担う全ての子どもたちが、心身ともに健やかに育つように家庭、学校、地域が連携し、子どもの居場所づくりや地域での体験活動を図る必要があります。

■家の近くの遊び場で日ごろ困っていること■



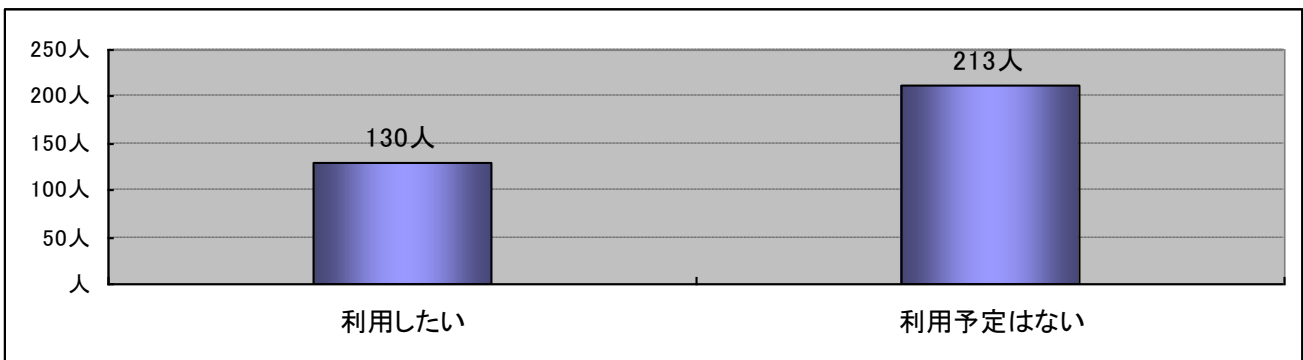
(吉崎市子育てに関するアンケート調査)

■子どもと外出するとき困ること、困っていること■



(名古屋市子育てに関するアンケート調査)

■放課後児童クラブを利用したいと思いますか■



(名古屋市子育てに関するアンケート調査：就学前児童用)

施策の方向

①子どもの居場所づくりの推進

- 放課後や週末等に子どもが自由に集い、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進しています。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
地域子育て支援 拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	拡充	市民福祉課
学童保育の充実	昼間、保護者のいない小学校低学年の児童の放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブの設置を支援します。	拡充	市民福祉課
子育てネットワーク の充実	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するため、福祉事務所を中核としてネットワークを拡充します。	拡充	市民福祉課
要保護児童対策地域 協議会の機能強化	いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじめ・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。	拡充	市民福祉課
学校施設の開放	学校施設を地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放します。	継続	教育委員会
社会教育施設、文化施設、 社会体育施設などの活用	子どもの居場所として、市内の図書館、公民館、体育館等の社会教育施設を充実し、その活用を促進します。	継続	教育委員会
ココロねっこ運動の 推進	子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、平成 13 年から推進しています。	継続	教育委員会
生涯学習推進事業	誰でもが気軽に学習できる機会を整備して、生涯学習社会の形成に努めます。	継続	教育委員会

(3) 思春期保健対策充実

現状と課題

思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の成長に比べ精神的・社会的には未熟であり、様々な問題が生じやすい時期ともいえます。そのため、10代での人工妊娠中絶、若年出産や性感染症、喫煙、薬物の問題が顕在化しています。

このため、思春期保健対策として、学校・医療機関・保健機関と連携を深めながら、健康づくりに関する基礎的な知識や性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及、啓発を図り、問題行動への未然防止と支援することが必要です。

施策の方向

- 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 将来に向けて健康を害することがないように、より良い生活習慣の確立に向けて、正しい知識の普及等に努めます。
- 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響についての啓発と未成年の飲酒・喫煙の防止に努めます。
- 子供の心や身体の悩みに対処するため、相談体制の充実に努めます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
健康教育・保健指導の充実	食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや性、喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する教育を行います。	継続	健康保健課
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等、児童・生徒の相談に応じるためスクールカウンセラーを配置します。	継続	教育委員会
児童相談所の機能強化	相談員を増員し、関係機関との連携強化を図り、多種多様な相談に対応し、支援を行います。	拡充	市民福祉課
思春期相談事業の実施	心の問題に悩んでいる青少年や家族に対して、電話や面接による相談に対応します。	継続	健康保健課

(4) 次代の親の育成

現状と課題

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等により、自分が家庭を持つまで子育ての様子を身近で見たり、子どもと接することなく親となる人が増えており、このような子どもとのふれあい不足が子育ての不安の一因として指摘されています。

このため、子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義や男女がともに協力して家庭を築くことの大切さについて啓発していくことが必要です。

保育所や幼稚園、子育て支援センターに通所する乳幼児・児童とのふれあう機会を広げるとともに、異年齢時や世代間交流・親と子の交流事業の拡大に取り組みます。

また、結婚を希望しながら出会いの機会に恵まれない若者が少なくないため、結婚したい人が結婚しやすいような環境づくりを行うことも大切です。

施策の方向

- 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を充実していきます。
- 小・中・高校生が乳幼児とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。
- 未婚の男女に出会いの場を提供します。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中・高等学校において総合的な学習の時間や特別活動を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。	継続	政策企画課
妊産婦保健事業	母子手帳交付時の指導や妊産婦訪問を充実させ、安心して出産が出来るよう相談体制の強化に努めます。	継続	健康保健課
赤ちゃん広場	出産前の親が直接乳幼児と触れ合ったり、子育て中の親との交流の機会をつくり、親育ち支援に努めます。	継続	市民福祉課
中学生体験事業	こどもセンターでの中学生職場体験を拡充させ、乳幼児や障がい児とのふれあう機会の提供に努めます。	継続	市民福祉課
ふれあい交流事業	民間が企画・立案した交流事業などを支援し、結婚の推進に努めます。	新規	政策企画課

3. 子育て支援ネットが創る社会づくり

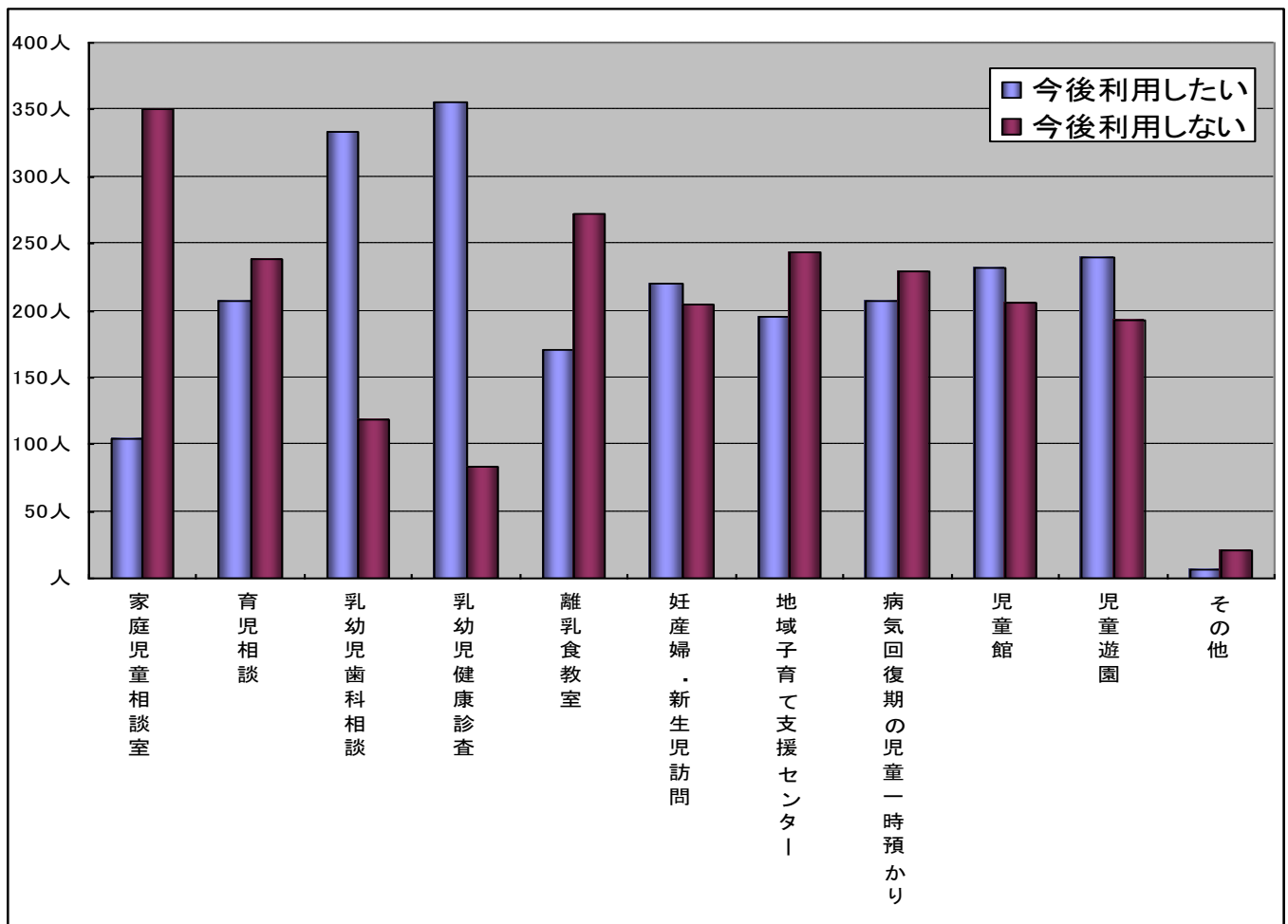
(1) 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

核家族化が進行するなかで、何世代にもわたって受け継がれてきた子育ての経験などが、各家庭や地域社会から失われ、母親の孤立化が進み、育児不安や育児ストレスによる児童虐待等が増加しています。そのため、どのような子育て支援サービスがいつ、どこで、どのようにして入手できるか等の情報を、必要としている人がすばやく体系的に入手できるようにすることが極めて重要です。

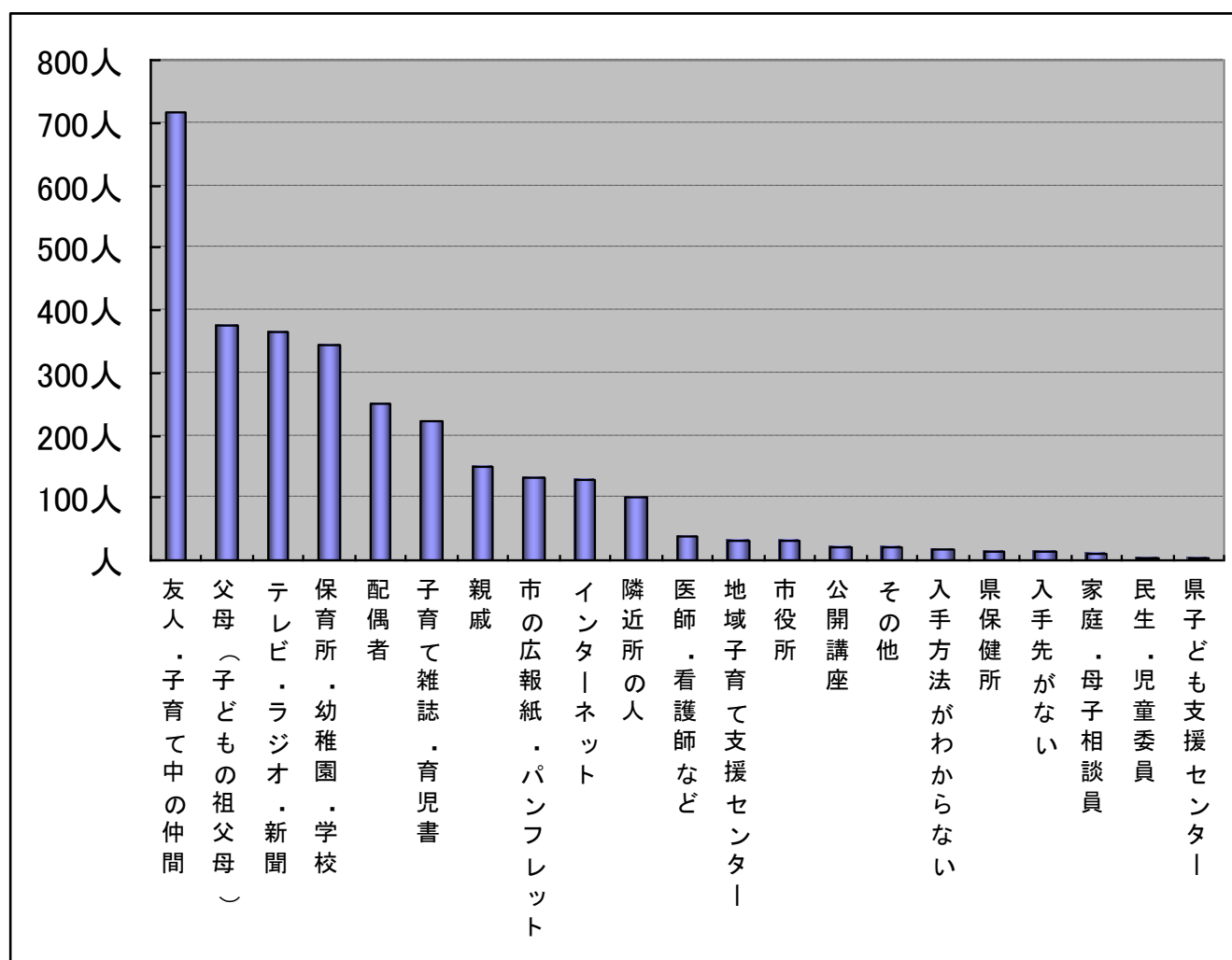
アンケート調査の結果によると、子育て支援サービスに対する今後の利用意向では、各種健診・相談事業の利用意向が高く、次いで児童館、児童遊園、地域子育て支援センター等の施設利用の意向が多くなっています。また、子育てに役立つ情報については、子育て中の仲間から得ている場合が非常に多いことから、保育サービス利用者間のネットワークづくりの支援や近所で気軽に相談したり、同じ悩みを抱える人たちが集まれる場づくりがの充実が求められます。

■ 子育て支援サービスに対する今後の利用意向 ■



(ぎ西市子育てに関するアンケート調査：就学前児童用)

■子育てに役立つ情報の入出先■



（岐阜市子育てに関するアンケート調査：小学校児童用）

施策の方向

- 保育所や幼稚園等において、保護者同士の仲間づくりの促進や情報交換・相談の場の提供などにより、サービス利用者間のネットワークづくりの支援や気軽に相談できる場づくりを促進します。
- 各種の子育て支援サービス等が利用者に周知されるよう、情報提供を行います。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
子育てネットワークの充実	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するため、福祉事務所を中核としてネットワークを拡充します。	拡充	市民福祉課
児童館・児童遊園運営事業	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の育成を行います。	拡充	市民福祉課
相談事業の充実	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、利用意向の高い各種健診での相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	拡充	健康保健課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	拡充	市民福祉課
広報事業	子育て支援サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、各種媒体を利用して行います。	総合的案内の実施	市民福祉課 健康保健課 教育委員会
健康づくり推進事業 (吉岐いき親子21)	健やかで心豊かな生活を送れる親子を増やすため、市民協働で親子の健康づくりと楽しい子育てのための事業を行います。	継続	健康保健課

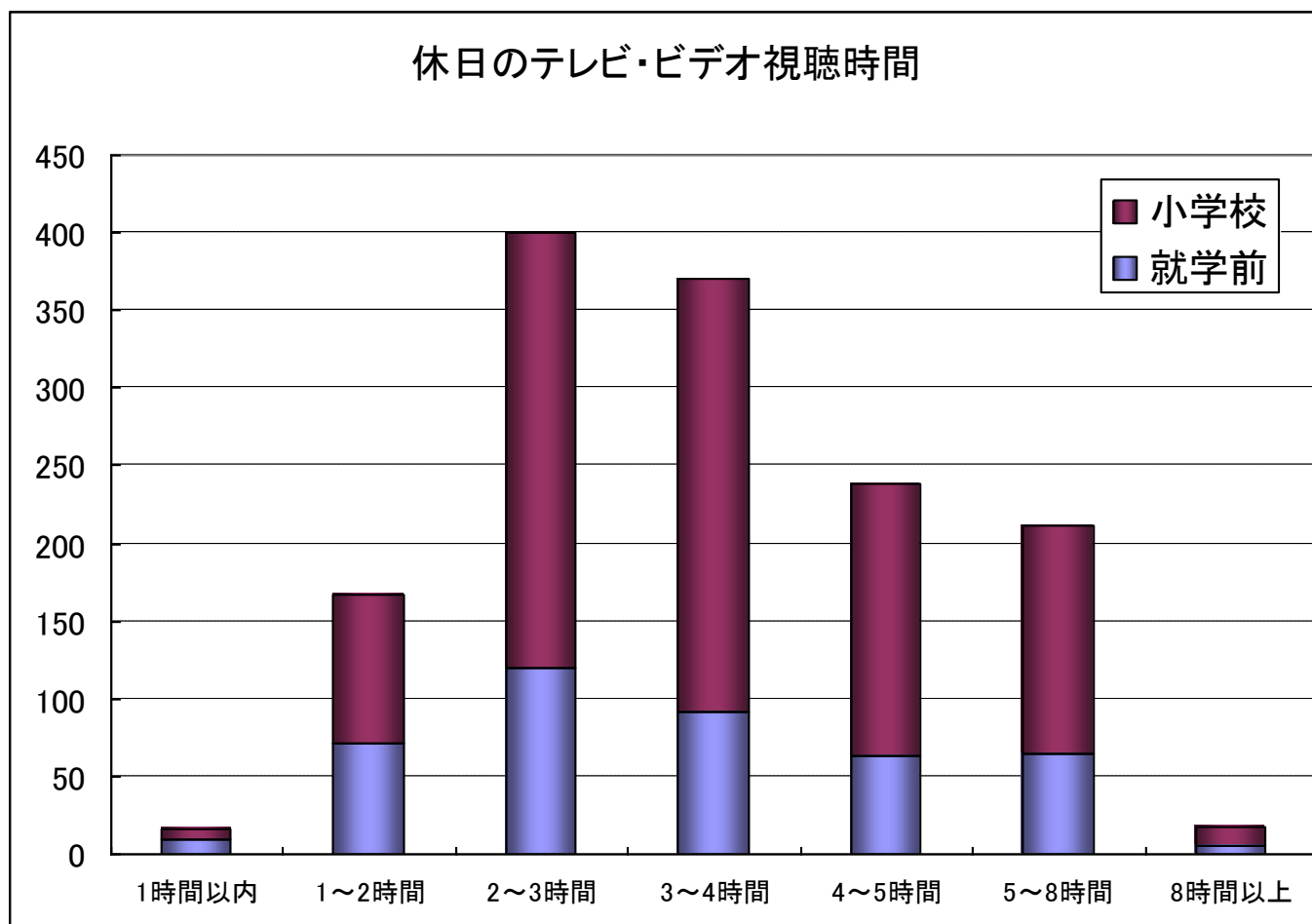
(2) 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

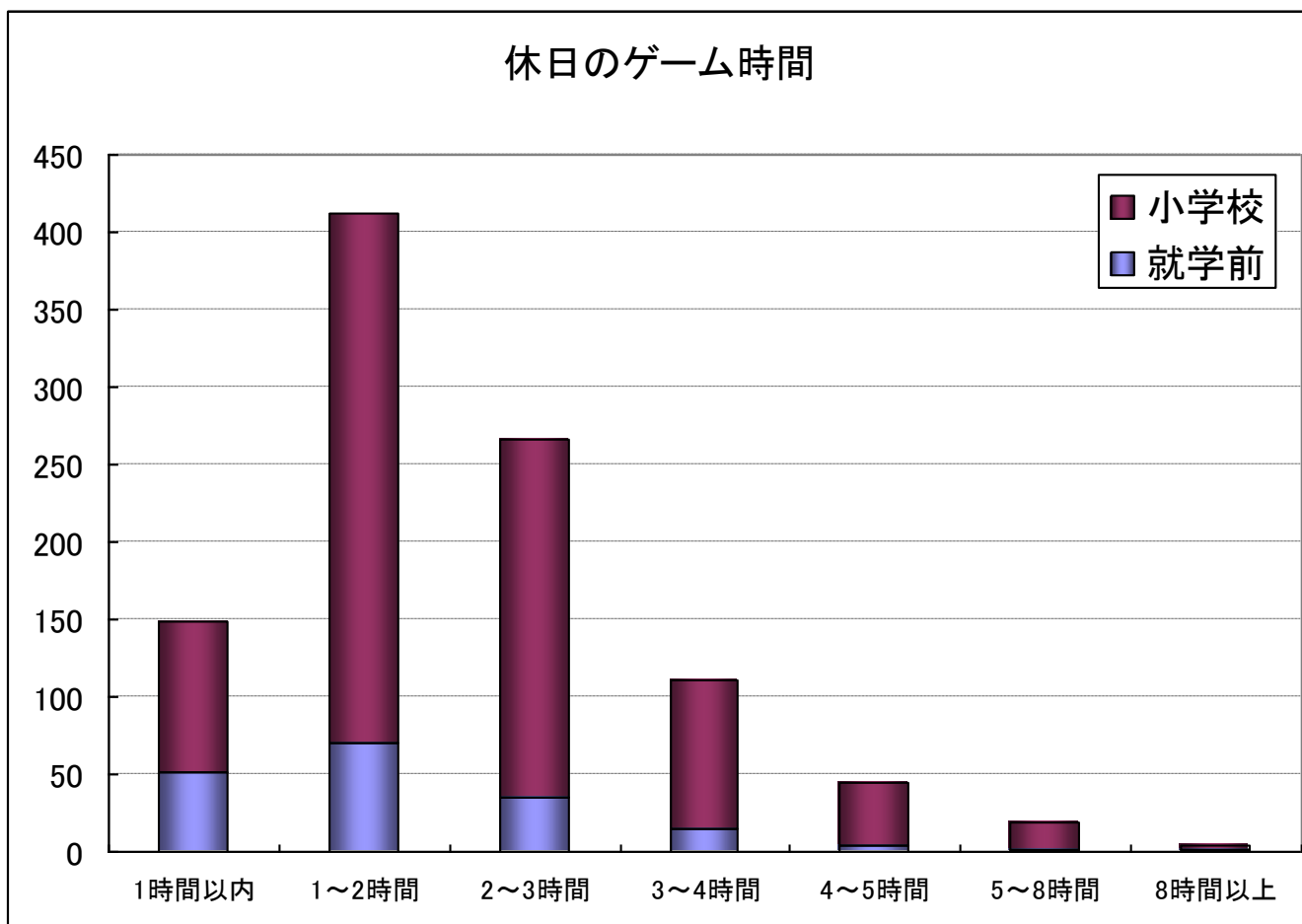
核家族化の影響により、地域とのつながりが希薄化し、従来、地域が備えていた子育て支援機能が低下していることが指摘されています。自宅で過ごす子どもも多く、テレビやゲームに費やす時間が多くなっています。このため、地域における子育て情報の提供、乳幼児健診や子育て相談・指導の充実を図り、家庭や地域における養育機能の向上に努めます。

また、学校の施設開放や機能の活用に努め、地域における生涯学習活動などとの連携のもと、家庭・地域・学校が一体となって相互の教育力の向上を図り、心豊かな、生き生きとしたコミュニティづくりに努めます。

さらに、地域子育て支援センターや児童館等を活用し、子育てサークルの育成、支援を行い、地域における人と人との結びつきを強めていきます。



(吉崎市子育てに関するアンケート調査：就学前児童用)



(壱岐市子育てに関するアンケート調査：就学前児童用)

施策の方向

- 地域における子育て情報の提供に努めます。
- 各種健診や相談、指導の充実を図り、養育機能の向上に努めます。
- 学校施設の開放や機能の活用に努めます。
- 地域における同世代や異世代との交流を図るため、交流機会や学習の場の機会を提供します。
- 子育てサークルの育成、支援を行います。
- ノーメディア・デイを推進します。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
子育てネットワークの充実	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するため、福祉事務所を中核としてネットワークを拡充します。	拡充	市民福祉課
児童館・児童遊園運営事業	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動	拡充	市民福祉課

	の育成を行います。		
相談事業の充実	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、利用意向の高い各種健診での相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	拡充	健康保健課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	拡充	市民福祉課
広報事業	子育て支援サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、各種媒体を利用して行います。	総合的案内の実施	市民福祉課 健康保健課 教育委員会
ノーマディアデーの推進	月に1日、ノーマディアデーを設定し、推進します。	継続	市民福祉課 健康保健課 教育委員会
公民館教室	子育てに関する学習やグループ活動を支援する各種講座や学級を開催します。 また、活動を行う場の提供をします。	継続	教育委員会
図書ボランティアの推進	公民館活動の一環として、子どもたちへの読み聞かせ等、本を通じた親子のふれあい、親同士の交流を支援します。	継続	教育委員会
学校施設の地域開放	子どもたちがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、施設の開放を行うとともに、指導者の確保・育成に努めます。	継続	教育委員会
社会体育活動支援事業	少年野球・バレー・剣道などの活動を行う団体を支援し、地域全体で健全育成を進めて行きます。	継続	教育委員会
児童委員・主任児童委員活動の推進	児童委員・主任児童委員による地域に密着した相談活動の充実を図ります。	継続	市民福祉課
ココロねっこ運動の推進	行政・関係団体・業界が一体となり、「長崎県青少年保護育成条例」の厳正な運用をはじめ、青少年を取り巻く環境の浄化に取り組み、次代を担う子どもたちの健全な育成を推進します。	継続	教育委員会
P T A活動への支援	P T A、子ども会等に関する社会教育団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。	継続	教育委員会
郷土の歴史文化伝統継承活動	伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨	継続	教育委員会

励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。

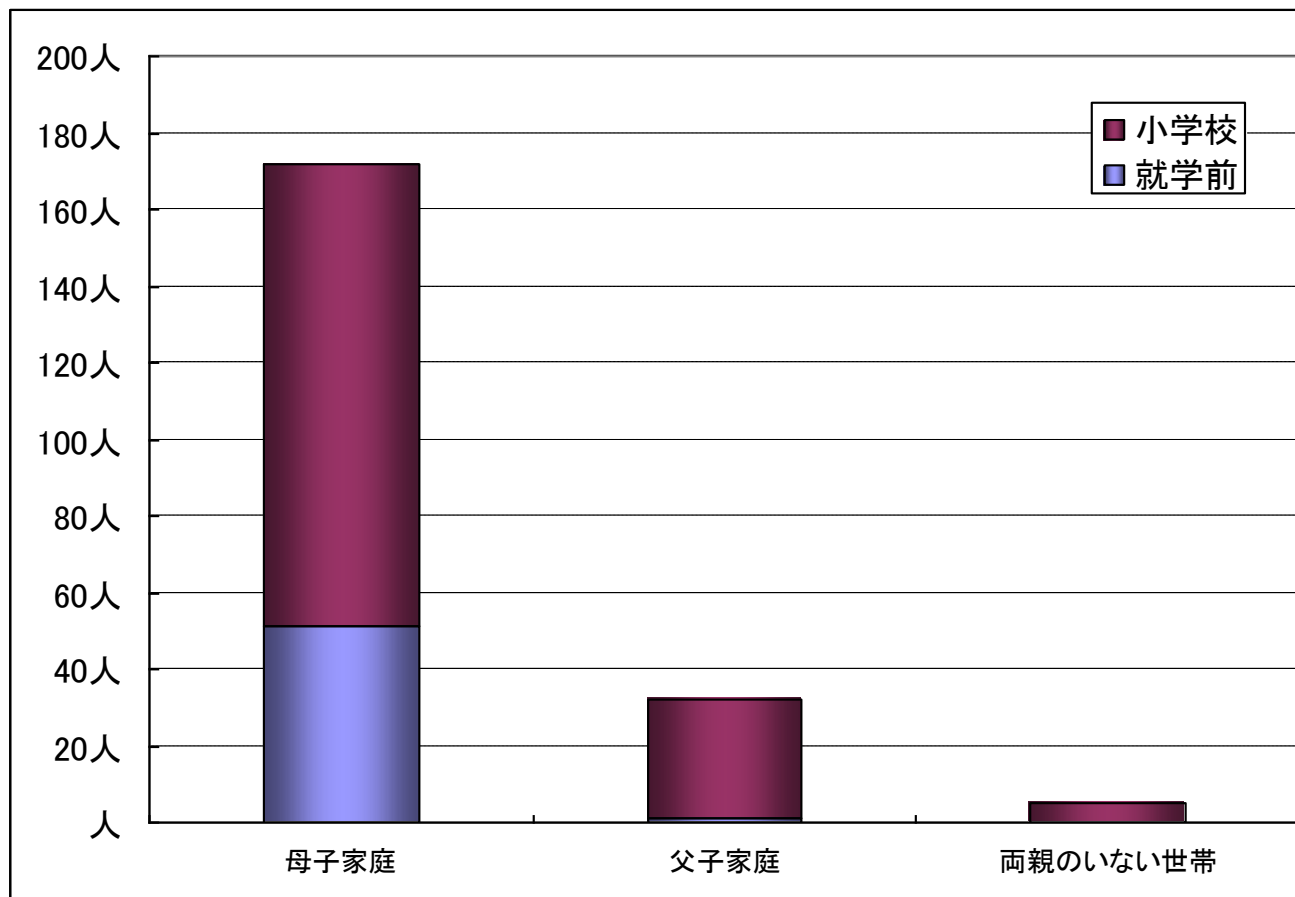
(3) 一人親家庭の自立支援の推進

現状と課題

近年、離婚の増加に伴い、母子家庭や父子家庭などが増加しています。
このようなひとり親家庭等は、子育てをする上で経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。

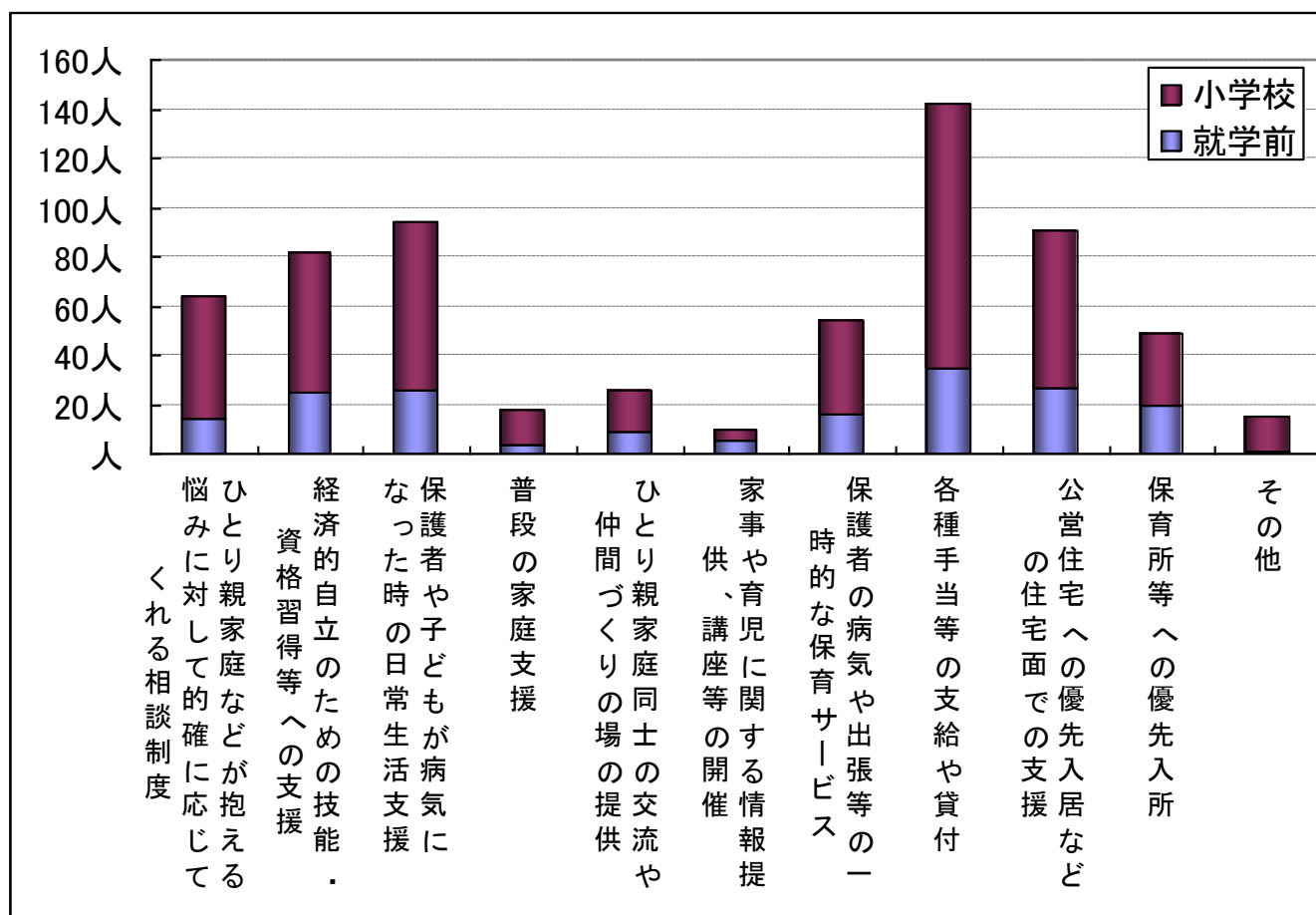
このため、ひとり親家庭等に対する相談指導体制のさらなる充実や経済的な支援と併せ、就労支援などに努め、経済的・社会的自立を図る必要があります。

■ひとり親家庭等の状況■



(壱岐市子育てに関するアンケート調査)

■ひとり親家庭等への支援として希望するサービス■



(彦根市子育てに関するアンケート調査)

施策の方向

- 児童扶養手当の支給など必要な経済支援を行います。
- 一人親家庭の自立を支援するため、技能・資格習得等への支援、就業支援の充実を図ります。
- 保育所や幼稚園の入園など生活実態に応じた支援を行います。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓口
児童扶養手当の支給	法に基づく手当での支給	継続	市民福祉課
相談体制の充実や情報提供	母子自立支援員・家庭児童相談員により、母子家庭等の自立支援に必要な助言・指導や相談体制を行い、	継続	市民福祉課

	情報提供を行います。		
母子家庭等医療費 助成	母子家庭等に医療費自己負担相当額を助成します。 (所得などの支給要件あり)	継続	市民福祉課
母子寡婦福祉資金 貸付	法に基づく福祉資金の貸付	継続	市民福祉課
母子寡婦自立支援 給付金事業	母子家庭の母の自立・就業支援のため、自立支援教育訓練給付事業、高等技能訓練促進事業を実施します。	継続	市民福祉課
母子寡婦福祉団体の 支援	母子寡婦世帯の福祉の増進と自立支援をめざした活動を支援します。	継続	市民福祉課

(4) 障がい児施策の充実

現状と課題

本市の障がい児（18歳未満）は、平成20年で56人であり、そのうち知的障がい者が33人と最も多くなっています。

現在、乳幼児については、疾病や異常を早期に発見するために訪問・健診を中心に、発達の状況に関する相談や保健指導などを行っています。また、幼稚園や保育所、さらに、小・中学校においては障がいのある子どもの受け入れに努めています。

今後は、障がいの早期発見からその後の子育て、就学、就労に至るまでの一貫した支援の充実を図ることが必要です。

■ 障がい児数（18歳未満の障がい児） ■

(人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総数					56
肢体不自由					13
視覚障がい					1
聴覚・平衡機能					2
音声・言語・咀嚼					0
内部障がい					7
知的障がい					33

施策の方向

- 障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療育体制及び障がいのある子どもの保育や教育に関する相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもに対する保育・教育内容の充実を図ります。
- 在宅サービスを中心とした障がい児（者）に対する福祉サービスの充実を図ります。
- LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）などの発達障がい子どもに対し、適切な支援を行います。
- 専門職（言語聴覚士）等の雇用を図ります。
- 中学校との連携強化を図ります。
- ぎ西市障がい福祉計画と連動し、児の成長と共に生涯に渡って一貫した相談窓口の提供や適切な支援体制の充実を図ります。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
各種健康診査の推進	乳児一般健康診査・乳児健康診査・1、6歳児健康診査・3歳児健康診査・乳幼児精密健康診査・新生児聴覚検査を実施します。	継続	健康保健課
療育体制の整備	知的・身体に障がいを持つ児童等に身体機能訓練、遊びを通じた社会適応性の向上訓練を実施します。セラピスト等の質の向上を図り、より適切な支援を行います。又、療育支援に必要なセラピスト（言語聴覚士・臨床心理士等）の配置を行います。	継続	市民福祉課
療育センターの整備	医療機関との連携強化による療育センター的機能の確立のため、吉岐こどもセンターの機能強化を図ります。	継続	市民福祉課
障がい児の就学体制の整備	障がいのある児童生徒の就学先について教育相談を実施します。	継続	教育委員会
障がい児保育の推進	集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	継続	市民福祉課
養護学級分教室高等部の開設	養護学級分教室小・中等部に加え、高等部の開設を促進します。	新規	教育委員会
授産施設の整備（知的障がい者）	障がい者の経済的自立を図るために、授産施設の整備促進をはかり、雇用の確保に努めます。	継続	市民福祉課
障がい児支援ネットワークの構築	障がい者（児）が地域で安心して暮らせるように、自立支援協議会の児童部会の充実を図り、児童から成人への支援ネットワークを広げます。	拡充	市民福祉課
LDやADHD等への対応	母子保健事業や各種子育て相談等により、LDやADHD等の発達障がいのある子どもに関する相談や支援を行います。	継続	市民福祉課
療護施設及び入所施設の整備（障がい者グループホーム）	発達に心配のある子どもへのグループ指導を行うため、療護施設及び入所施設の整備を行います。	継続	市民福祉課

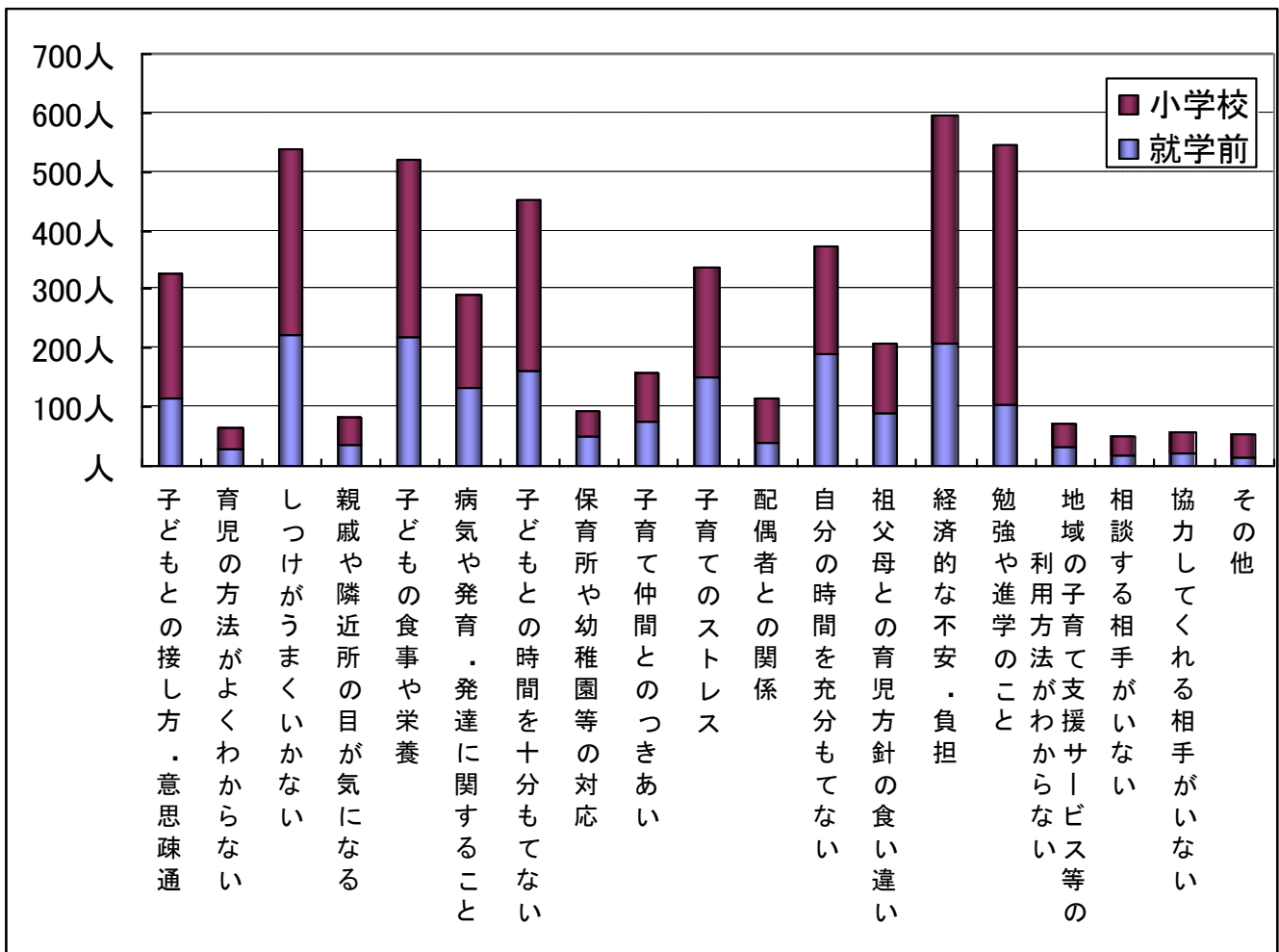
(5) 経済的支援の推進

現状と課題

本市が行った「子育てに関するアンケート調査」の中で、育児の悩みについての問いに、「経済的な不安・負担」が一番多くあげられるなど、子育てに対する経済的負担が大きいことがあげられます。

本市では、手当等の支給や保育料・教育費に関する助成を行い、子育てに関わる経済的負担の軽減を図ります。

■ 育児の悩みはどのようなことですか ■



(彦根市子育てに関するアンケート調査)

施策の方向

- 子育て家庭の生活支援策の一環として、児童手当等の各種手当の支給や医療費の助成などを行います。
- 保育料の軽減や奨学金の支給等により、負担の軽減を図ります。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
児童手当の支給	法に基づき、手当を支給します。	継続	市民福祉課
乳幼児医療費の助成	条例に基づき、医療費の一部（又は全部）を助成します。	継続	市民福祉課
児童扶養手当の支給	法に基づき、手当を支給します。	継続	市民福祉課
母子家庭等医療費の助成	条例に基づき、医療費の一部を助成します。	継続	市民福祉課
障害児扶養手当の支給	法に基づき、手当を支給します。	継続	市民福祉課
保育料の軽減	保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の徴収基準からの軽減を行い、独自の保育料を設定します。	継続	市民福祉課
吉岐市奨学金制度	経済的理由で進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学を支援します。	継続	教育委員会

4. 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり

(1) 保育サービスの充実

現状と課題

少子化や核家族化の進行、保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出により、就学前児童の人口は減少傾向にあるものの、保育サービスを利用する割合は、年々増加しています。

本市には、平成21年度現在、7か所の保育所があり、合計525人の児童が入所していますが、平成19年以降の入所児童数をみると、年々増加傾向にあり、保育サービスに対するニーズが高まっていることが伺えます。

アンケート調査でも、現在利用している保育サービス、または今後希望する保育サービスの中では、「保育所」が圧倒的に高くなっており、保護者の多様なニーズに応えるとともに、専業主婦への子育て支援も視野に入れて、誰もが必要なときに安心して利用できる保育サービスの提供の必要があります。

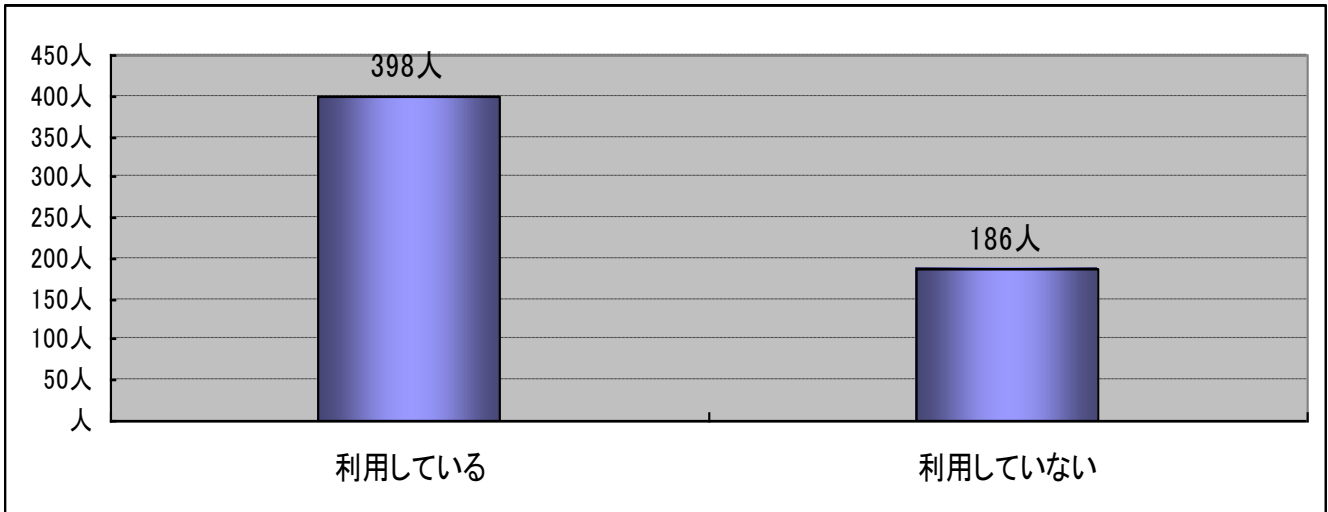
■保育所の状況■

(カ所、人)

区 分	保育所数 (カ所)	定員数 (人)	児 童 数 (人)				合計 (人)
			0歳	1, 2歳	3歳	4, 5歳	
平成17年度	7	510	25	165	106	187	483
平成18年度	7	510	32	168	124	144	468
平成19年度	7	510	35	188	120	139	482
平成20年度	7	510	39	213	122	140	514
平成21年度	7	510	43	226	125	131	525

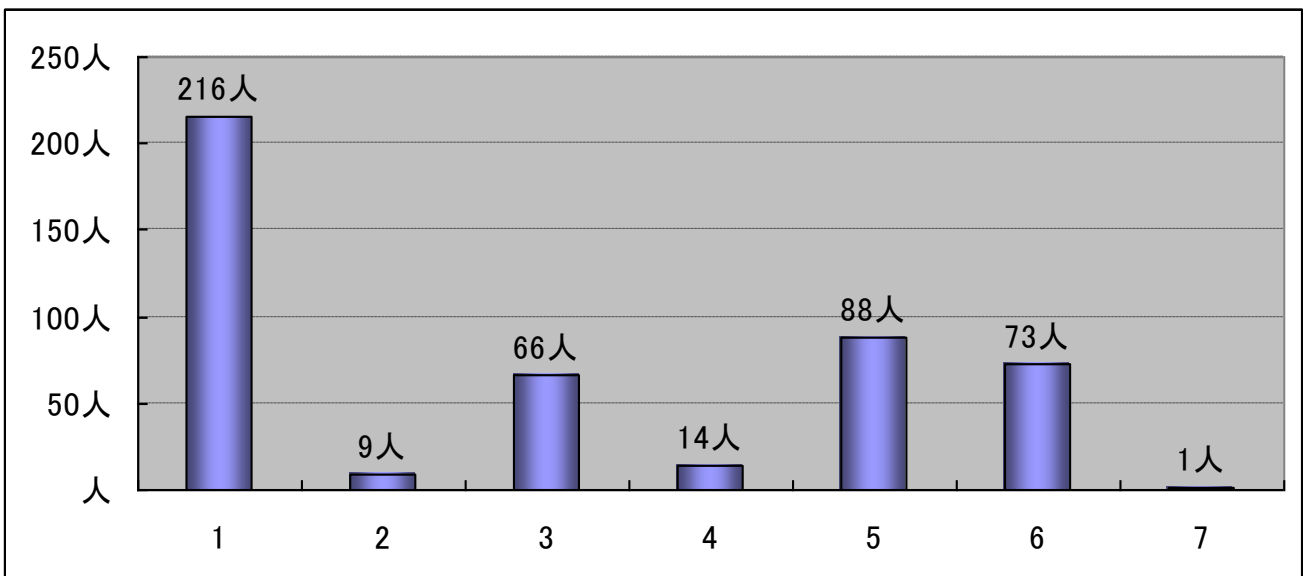
(資料：福祉行政報告例 10月分報告)

■保育所サービスの利用の有無■



(壱岐市子育てに関するアンケート調査：就学前児童用)

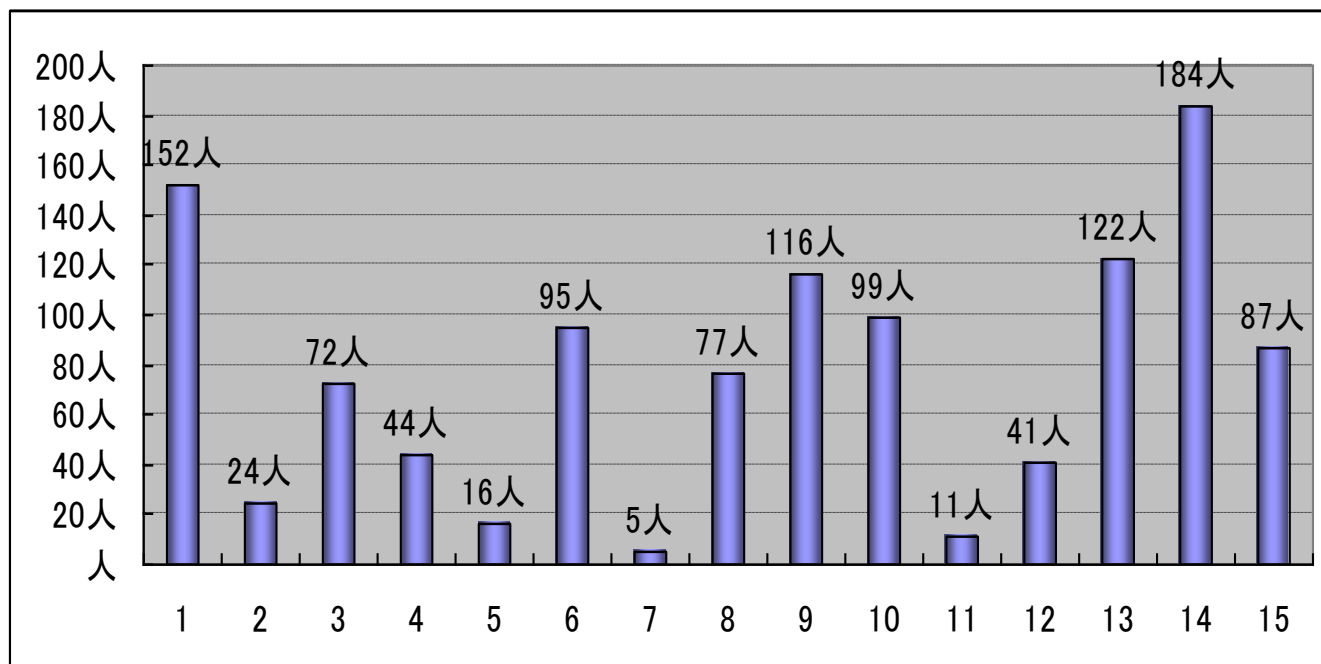
■現在利用している子育て支援サービス■



- 1：公立または私立の認可保育所
- 2：事業所内保育施設（企業が従業員用に運営する施設）
- 3：へき地保育所
- 4：その他の保育施設
- 5：幼稚園（通常の開園時間）
- 6：幼稚園の預かり保育（通常の開園時間を延長して預かるサービス）
- 7：ベビーシッター

(壱岐市子育てに関するアンケート調査：就学前児童用)

■利用したい・あるいは足りていない保育サービス■



- 1：公立または私立の認可保育所
- 2：家庭的な保育
- 3：事業所内保育施設
- 4：へき地保育所
- 5：認定子ども園（4時間）
- 6：認定こども園（8時間）
- 7：その他の保育施設
- 8：幼稚園
- 9：幼稚園の預かり保育
- 10：延長保育
- 11：ベビーシッター
- 12：ファミリーサポートセンター
- 13：一時預かり
- 14：病児・病後児保育
- 15：特にない

施策の方向

- 通常保育、延長保育、一時預かり子育て家庭の実態に対応するために、保育時間の延長、預かり保育事業、一時的な保育について、サービスの充実を推進します。
- 病児・病後児保育体制の整備を図ります。
- 老朽化した施設等の改築、改修等により保育所の環境改善を促進します。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
通常保育事業	保護者の多様なニーズにこたえるとともに、保育所保育指針に基づき、保育園での保育を実施します。	拡充	市民福祉課
延長保育事業の充実	認可保育所において、通常保育時間外のニーズに対応するため、延長して保育を行っており、今後も利用状況に応じた受入体制の整備に努めます。	拡充	市民福祉課
一時預かり保育事業の実施	保護者の急病・急用や保護者の断続的な就労形態、専業主婦の家庭等の育児疲れの解消などに対応するため、一時的に預かる保育を行っています。	拡充	市民福祉課
病児・病後児保育事業	病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、市民病院に専用スペース等を付設し、保育及び看護ケアを行う保育サービスを実施します。	新規	市民福祉課 病院管理課
障がい児保育の推進	集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	継続	市民福祉課
へき地保育所事業	へき地において必要な保育が適切に行われるよう整備するとともに、入所児童数を考慮しながら、統廃合を実施し、保育環境を整備します。	継続	市民福祉課
幼稚園教育	保護者の多様なニーズにこたえるとともに、幼稚園教育要領に基づき、幼稚園での教育を実施します。	継続	教育委員会
幼稚園預かり保育事業の推進	子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や夏期休園時等に預かり保育を実施します。	拡充	教育委員会
認定こども園事業	就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供するため、認定こども園の設置を行います。	新規	教育委員会 市民福祉課
児童福祉施設等整備事業	老朽化した保育所については、補助金等を活用しながら整備を推進します。	新規	教育委員会

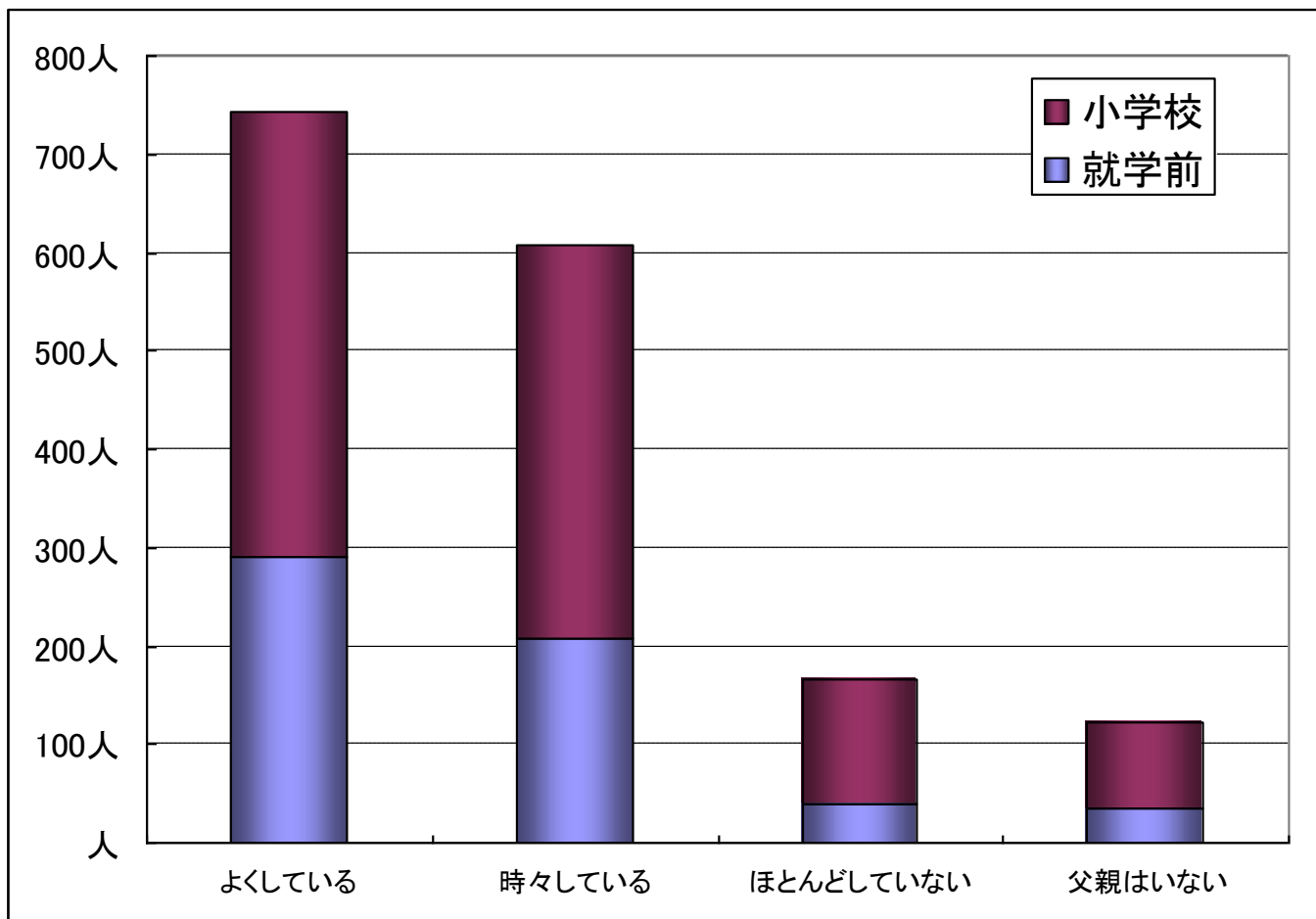
(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

現状と課題

現在の生活状況は、家庭生活よりも職場生活が優先されて、子育てに十分な時間がとれず、仕事と家庭を両立することが困難な現状にあります。また、未婚化、晩婚化が進行する一方で、仕事と家庭を担っていた女性の社会進出により、結婚、出産、子育てをためらう傾向がみられ、それが少子化のひとつの要因になっています。

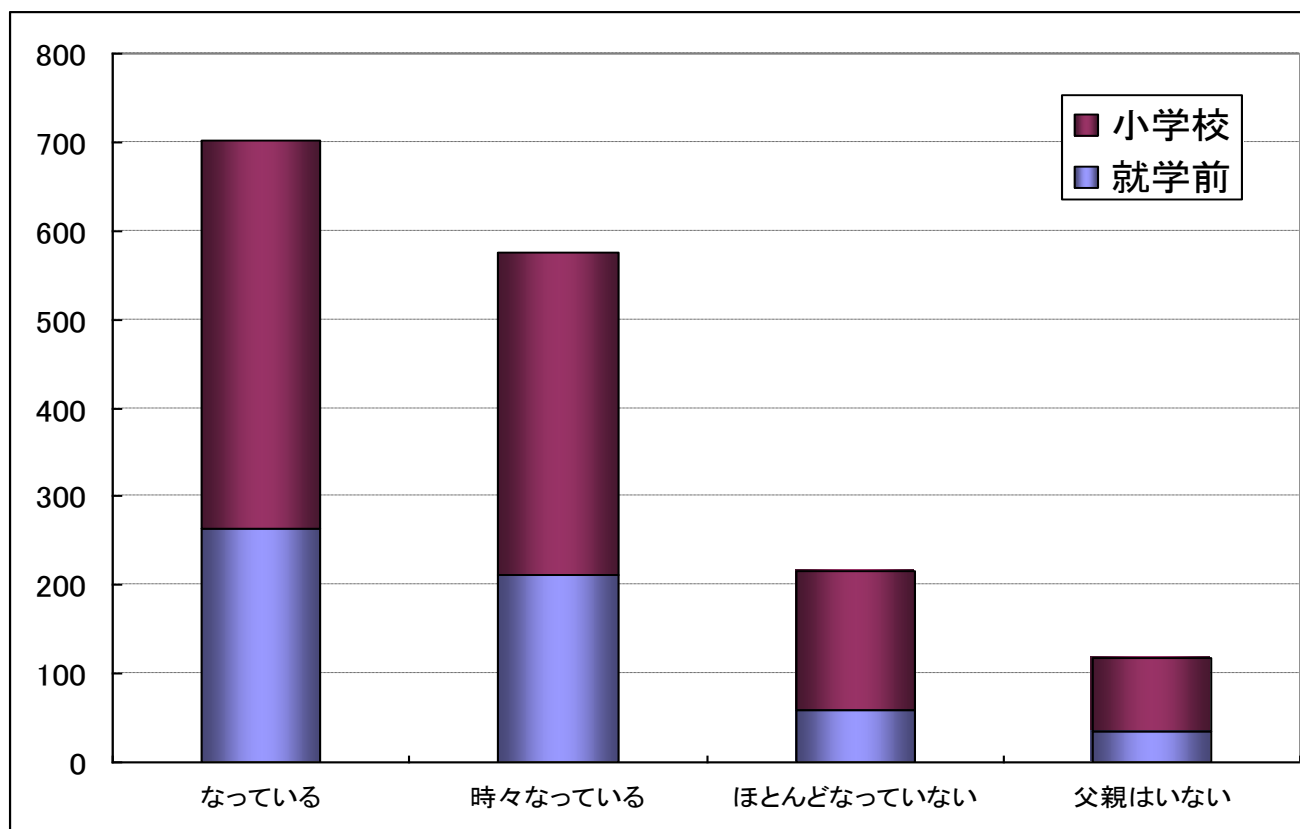
こうした中、男女ともに充実した家庭生活を送るため、仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方の見直しを進める必要があります。

■父親は育児に参加していますか■

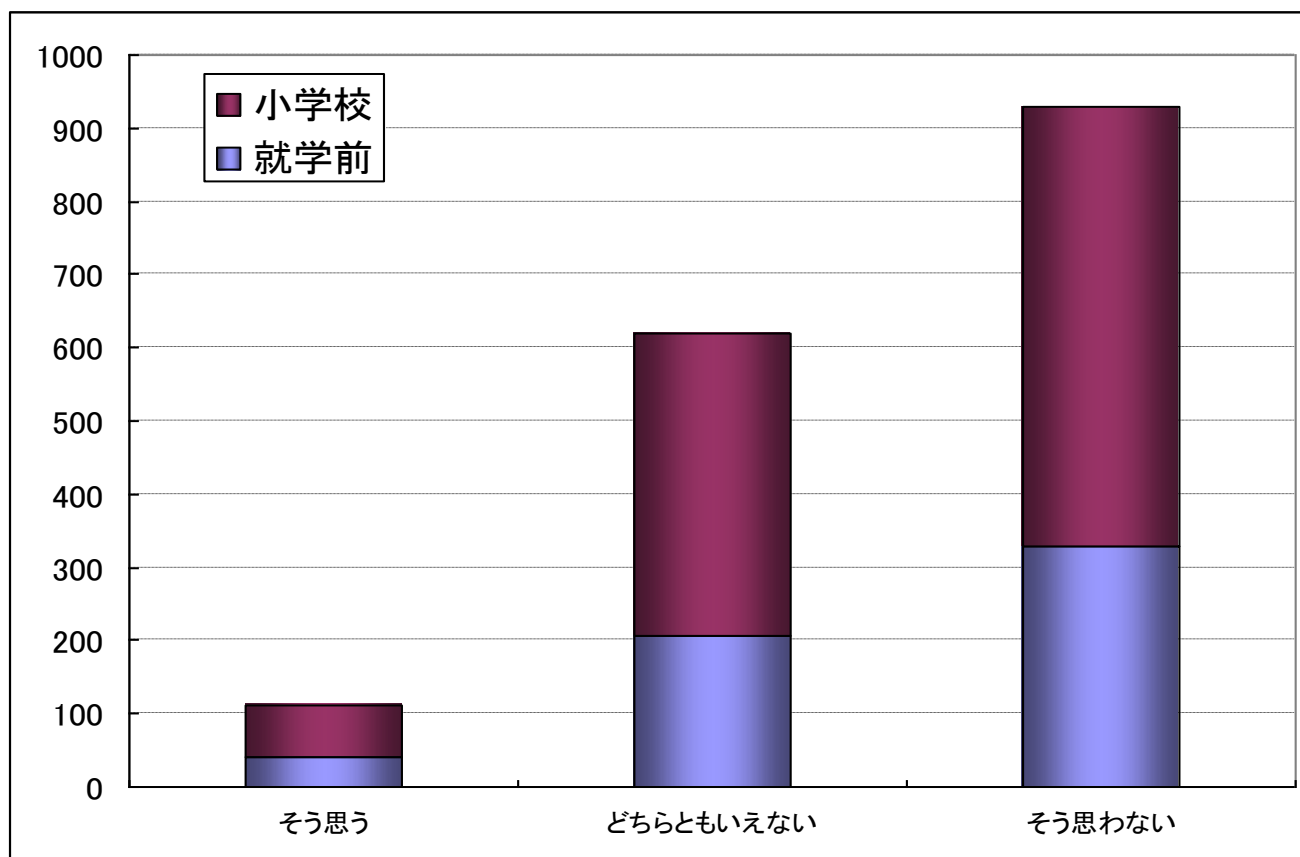


(彦根市子育てに関するアンケート調査)

■父親は母親の相談相手、精神的な支えになっていますか■

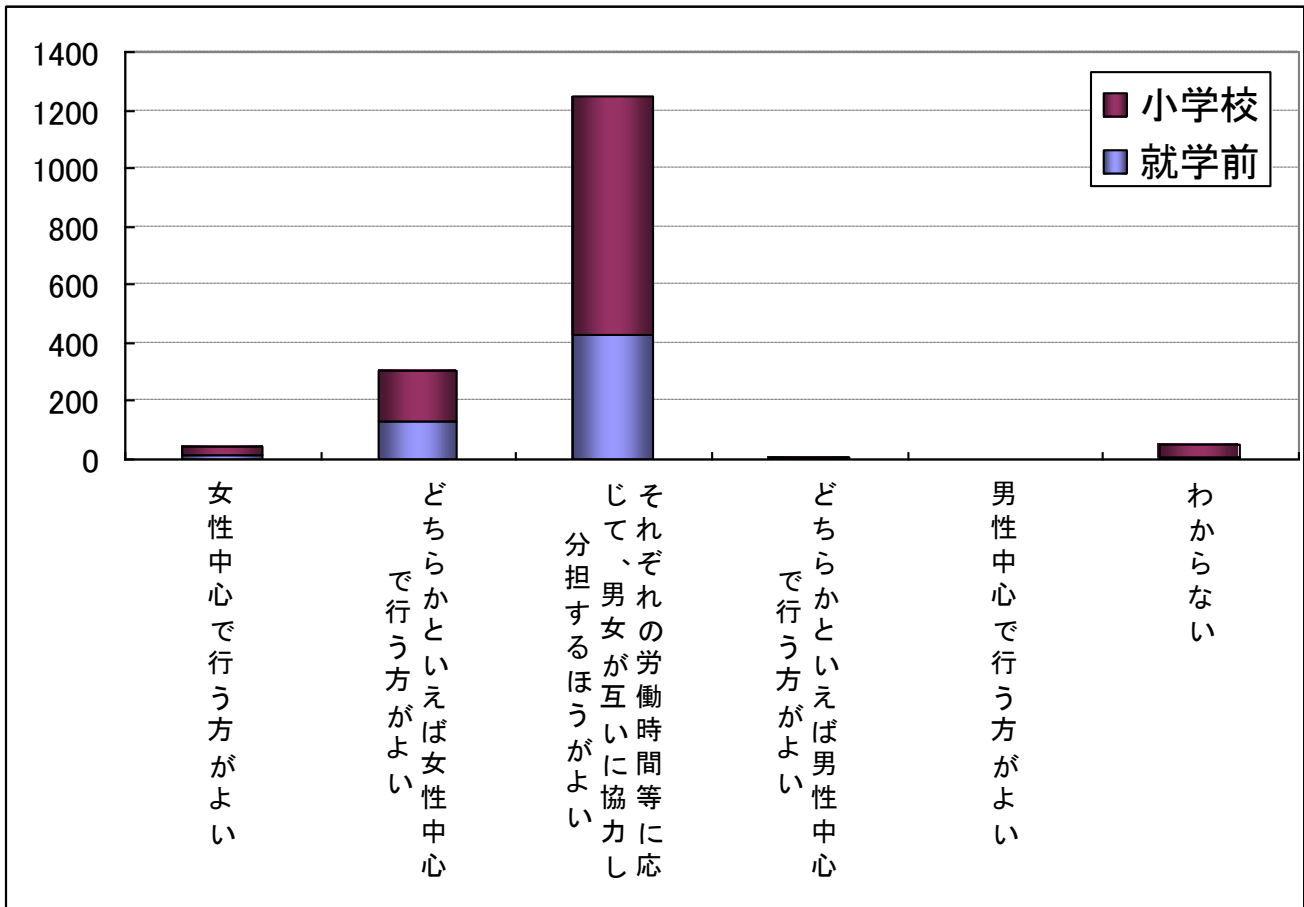


■男は仕事、女は家庭という考えをどう思いますか■



(豊岐市子育てに関するアンケート調査)

■家庭での育児分担についてどう思いますか■



(吉崎市子育てに関するアンケート調査)

施策の方向

- 男女共同参画の取り組みを通じて、職域、地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正のため、国、県、関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発活動等に努めます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓口
広報事業	労働者、事業主、地域住民の意識改革のため、様々な機会を通じて、啓発活動に努めます。	継続	市民福祉課
男女共同参画事業	吉崎市男女共同参画基本計画に基づき、事業の推進に努めます。	継続	政策企画課

(3) 仕事と子育ての両立の推進

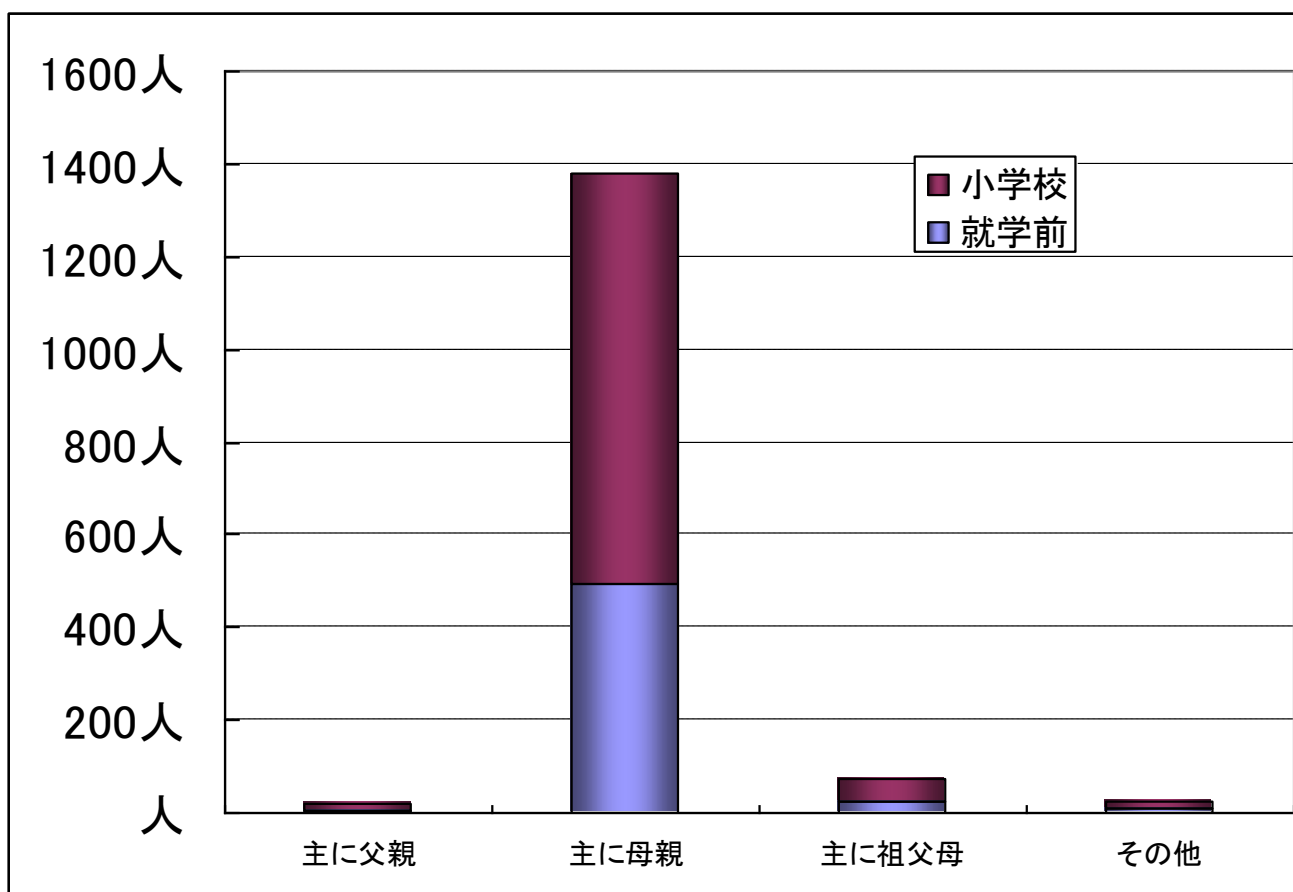
現状と課題

共働き家庭が一般的となり、多様な就労形態が見られる中で、男女がそれぞれの役割を果たし就労することができる条件整備が大きな課題となっています。

また、子育てが一段落したら仕事につきたい人もかなりおり、潜在的な女性の就業意欲は非常に高いものがあります。

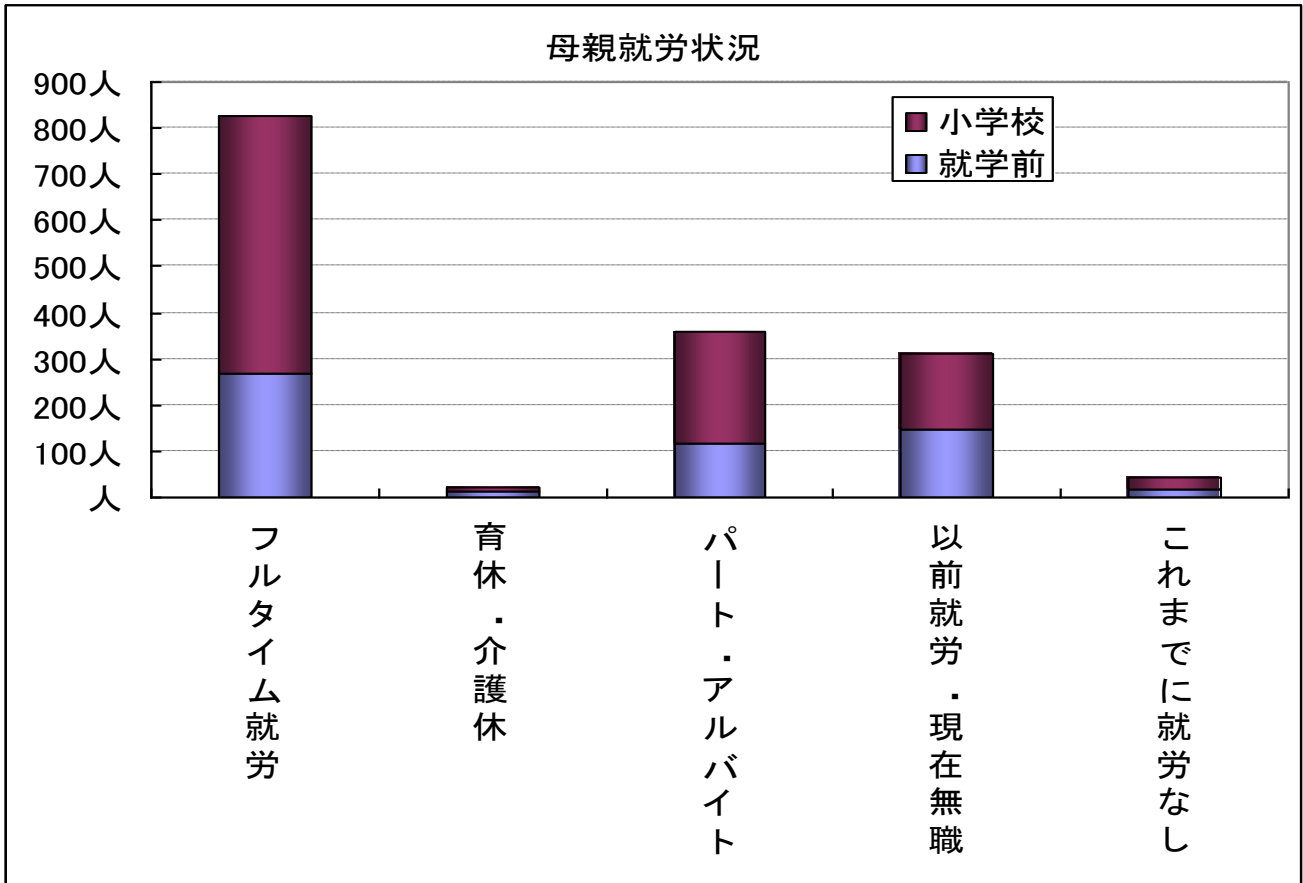
そのため、子育て中の保護者が働きやすい環境を促進するとともに、保育サービス等の充実を図り、子育てと仕事の両立を支援することが必要です。

■子どもの身の回りの世話を主にされているのはどなたですか■



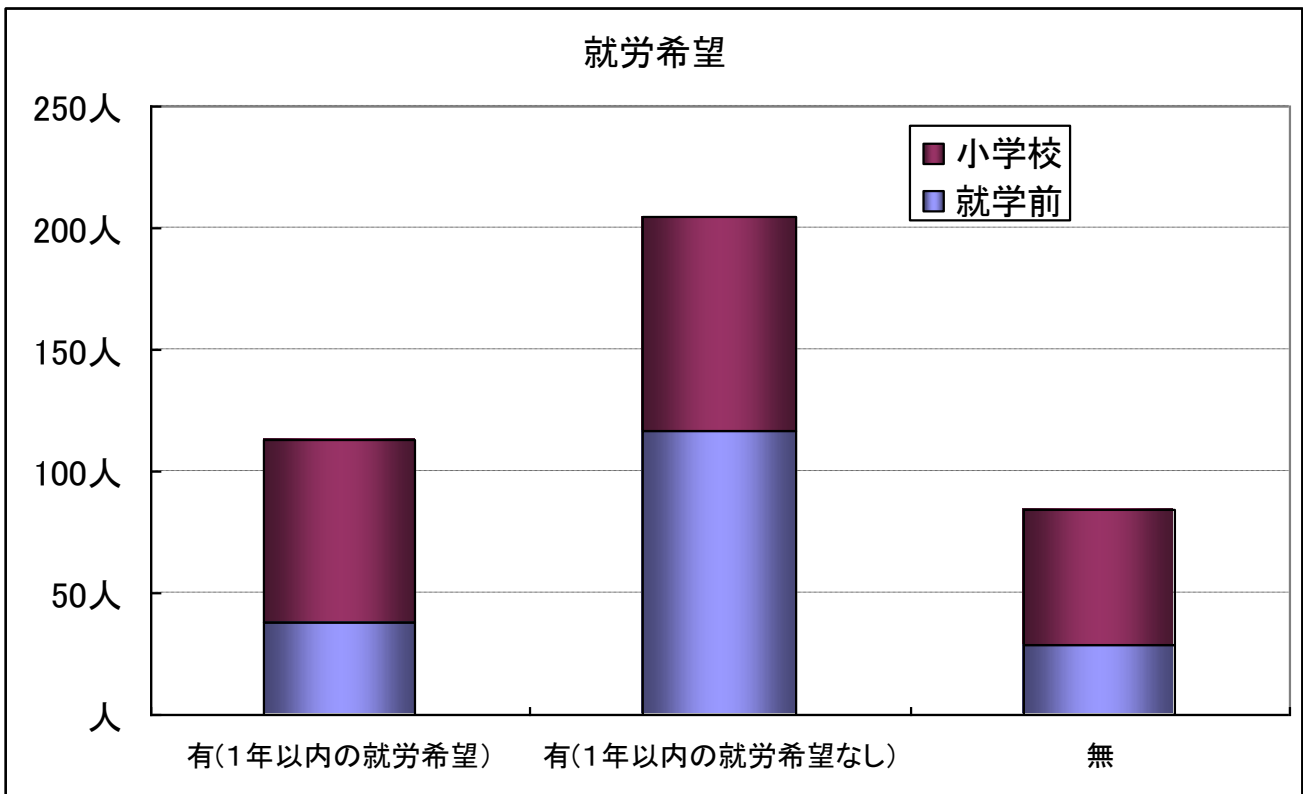
(彦根市子育てに関するアンケート調査)

■母親の就労状況について■



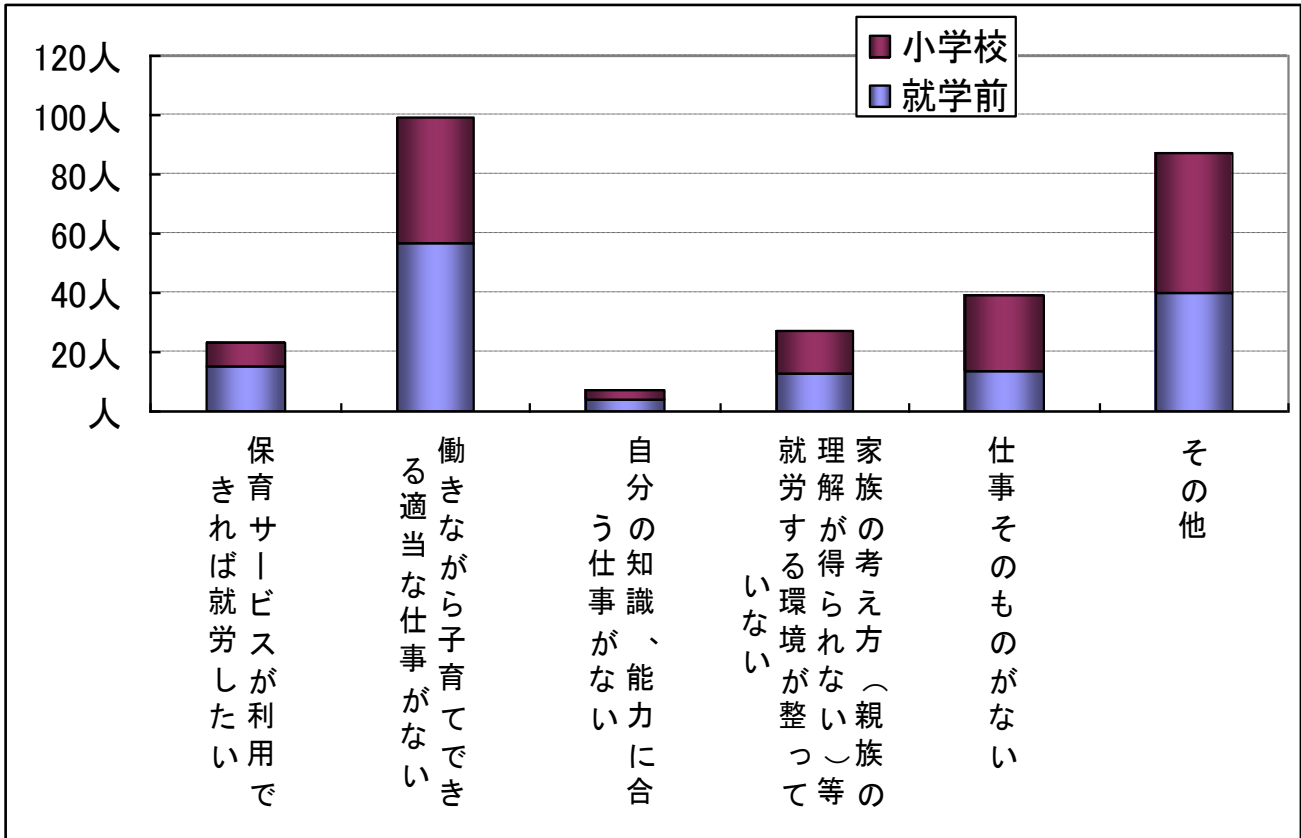
(壱岐市子育てに関するアンケート調査)

■現在就労されていない母親の就労希望について■



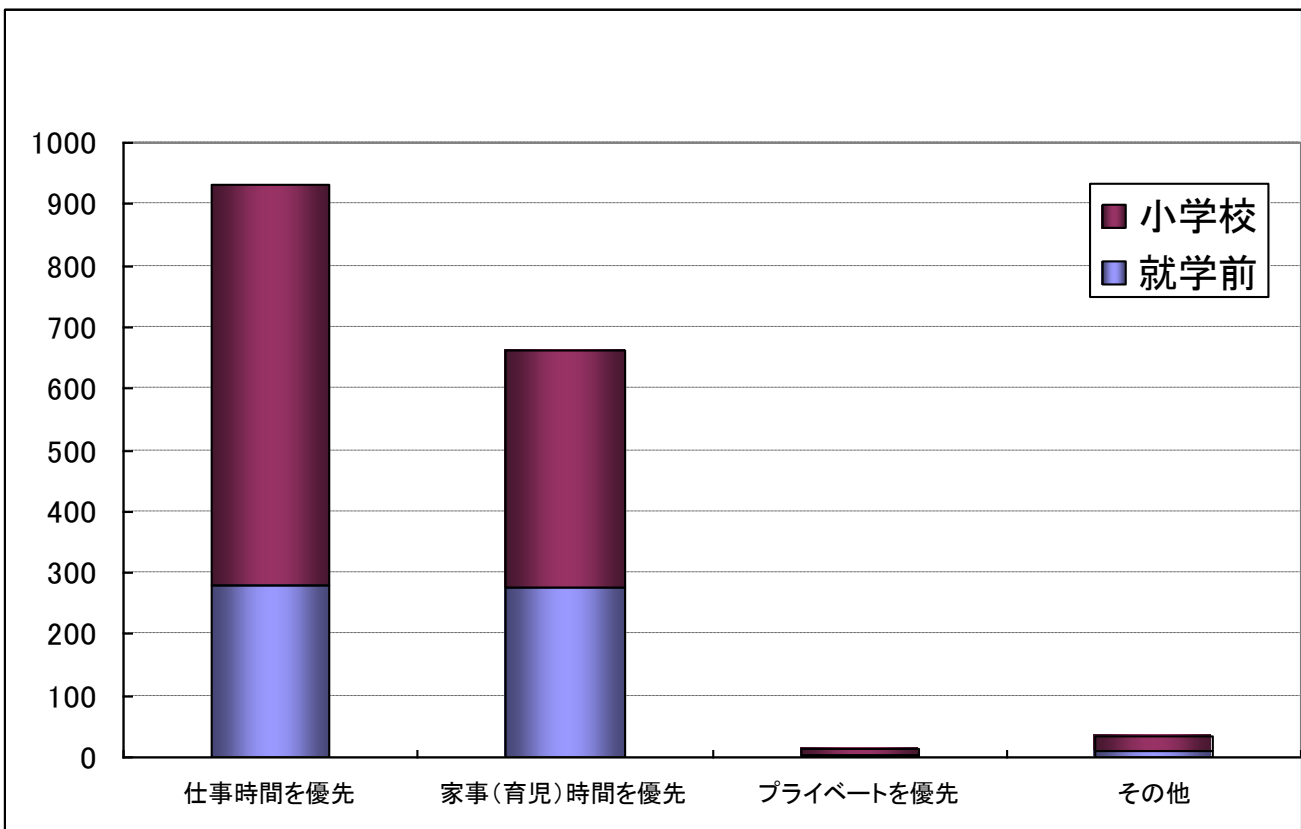
(壱岐市子育てに関するアンケート調査)

■就労希望がありながら現在働いていない理由について■



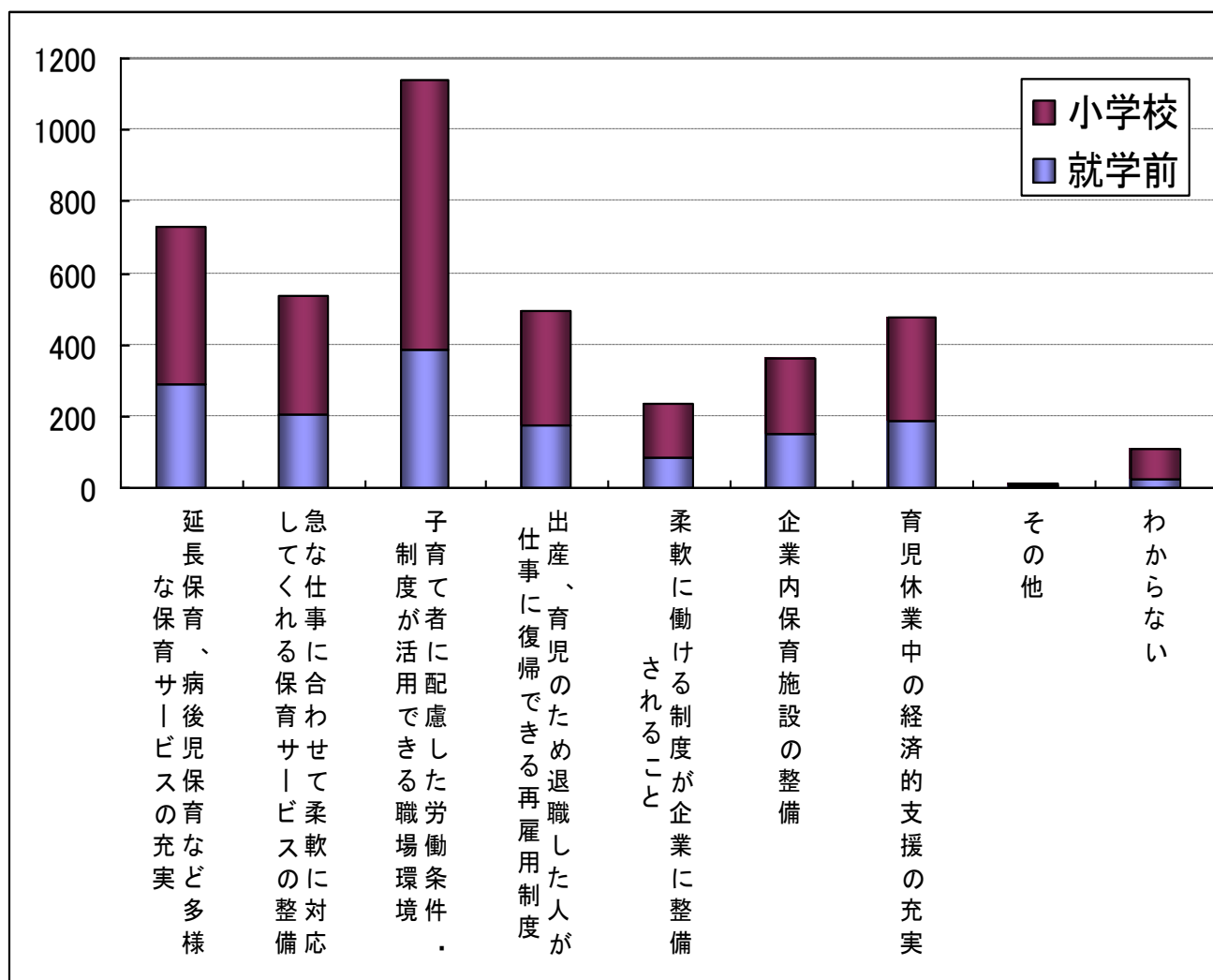
(壱岐市子育てに関するアンケート調査)

■生活の中での優先度について■



(壱岐市子育てに関するアンケート調査)

■仕事と子育て両立のための重要な就労環境は何ですか■



(吉崎市子育てに関するアンケート調査)

施策の方向

- 就労形態の変化など多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充に努めます。
- 放課後健全育成事業の充実など、地域における子育て支援の拡充に努めます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓口
通常保育事業	保護者の多様なニーズにこたえとともに、保育所保育指針に基づき、保育園での保育を実施します。	拡充	市民福祉課
延長保育事業の充実	認可保育所において、通常保育時間外のニーズに対応するため、延長して保育を行っており、今後も利	拡充	市民福祉課

	用状況に応じた受入体制の整備に努めます。		
一時預かり保育事業の実施	保護者の急病・急用や保護者の断続的な就労形態、専業主婦の家庭等の育児疲れの解消などに対応するため、一時的に預かる保育を行っています。	拡充	市民福祉課
学童保育の充実	昼間、保護者のいない小学校低学年の児童の放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブの設置を支援します。	拡充	市民福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	拡充	市民福祉課
病児・病後児保育事業	病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、市民病院に専用スペース等を付設し、保育及び看護ケアを行う保育サービスを実施します。	新規	市民福祉課 病院管理課
障がい児保育の推進	集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	継続	市民福祉課
へき地保育所事業	へき地において必要な保育が適切に行われるよう整備するとともに、入所児童数を考慮しながら、統廃合を実施し、保育環境を整備します。	継続	市民福祉課
幼稚園教育	保護者の多様なニーズにこたえとともに、幼稚園教育要領に基づき、幼稚園での教育を実施します。	継続	教育委員会
幼稚園預かり保育事業の推進	子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や夏期休園時等に預かり保育を実施しています。	拡充	教育委員会
認定こども園事業	就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供するため、認定こども園の設置を行います。	新規	教育委員会 市民福祉課
託児支援事業のネットワーク化	関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。	継続	市民福祉課
広報事業	労働者、事業主、地域住民の意識改革のため、様々な機会を通じて、啓発活動に努めます。	継続	市民福祉課

5. 声かけ、支え合う地域づくり

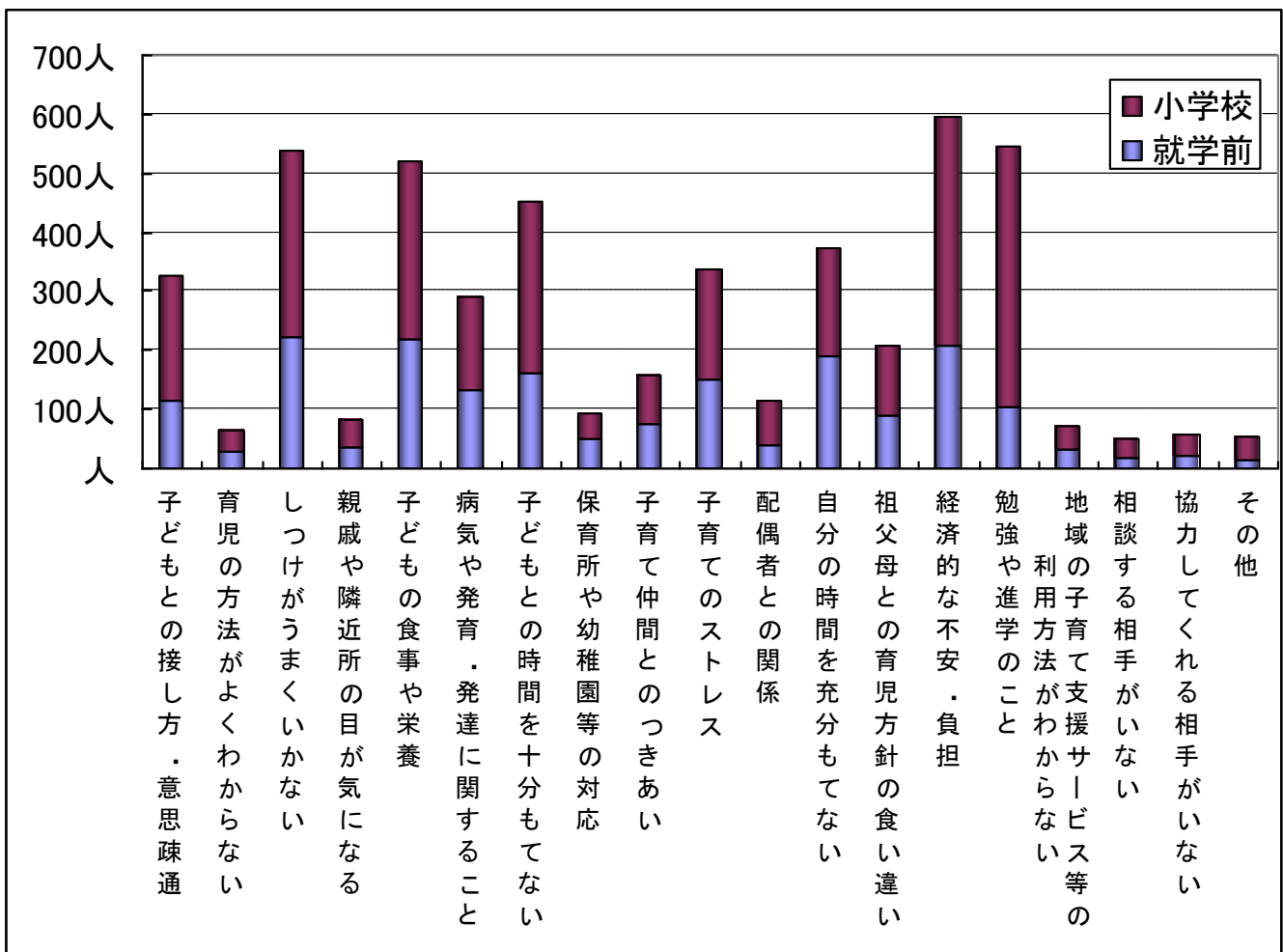
(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

近年、都市化・核家族化等の影響により、地域とのつながりが希薄化し、従来、地域が備えていた子育て支援機能が低下していることが指摘されており、共働き家庭のみならず、全ての子育て家庭を対象とする支援の充実がもとめられています。

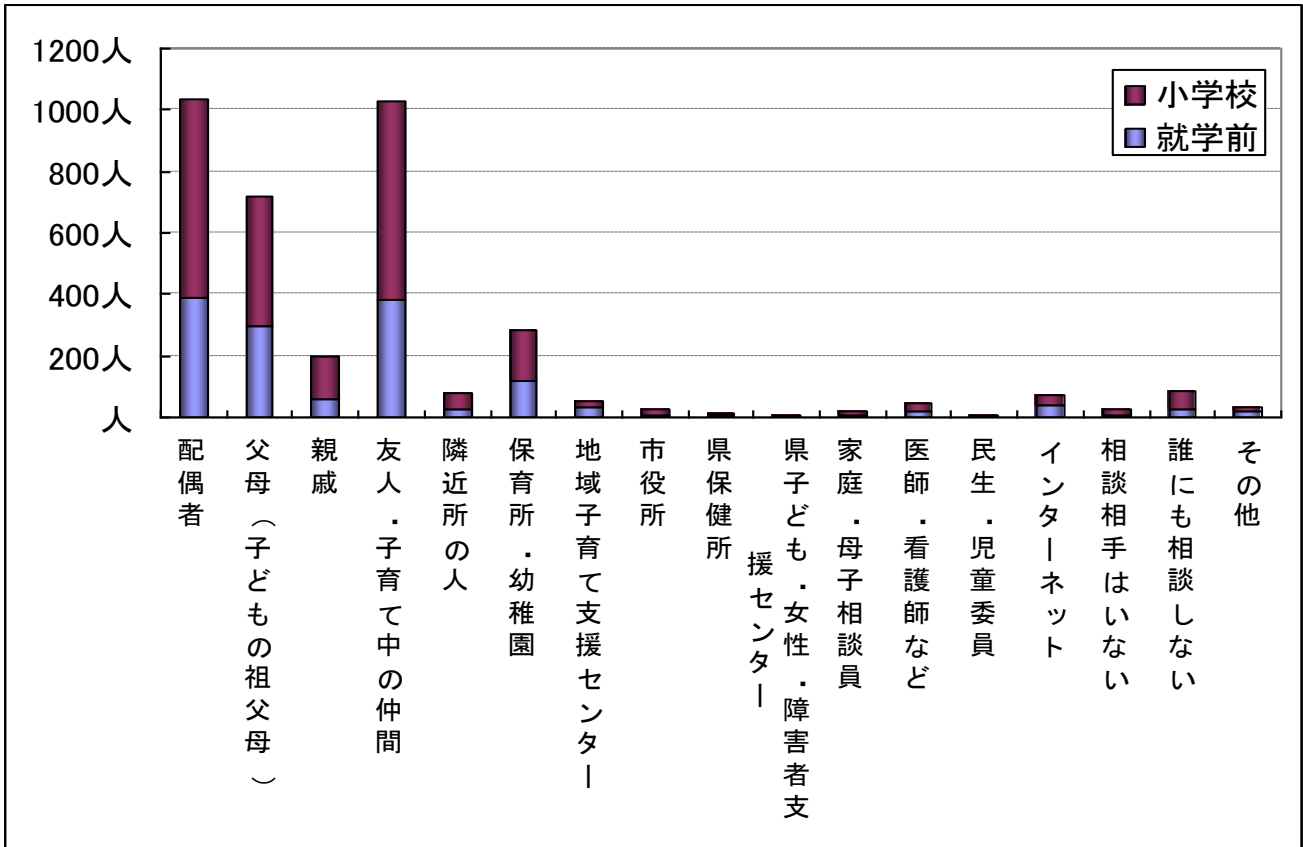
そのため、すべての子育て家庭に対する育児不安についての相談や子育て親子の交流促進、子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点事業等に取り組み、推進をしていますが、アンケート調査でも様々な子育てに関する悩みや不安、負担感を感じているという回答がなされています。こうした保護者の不安や悩みを払拭し、安心して子育てが出来るような地域社会を築くため、様々な子育てサービスのさらなる支援の充実を図り、提供していくことが必要です。

■ 育児の悩みはどのようなことですか ■



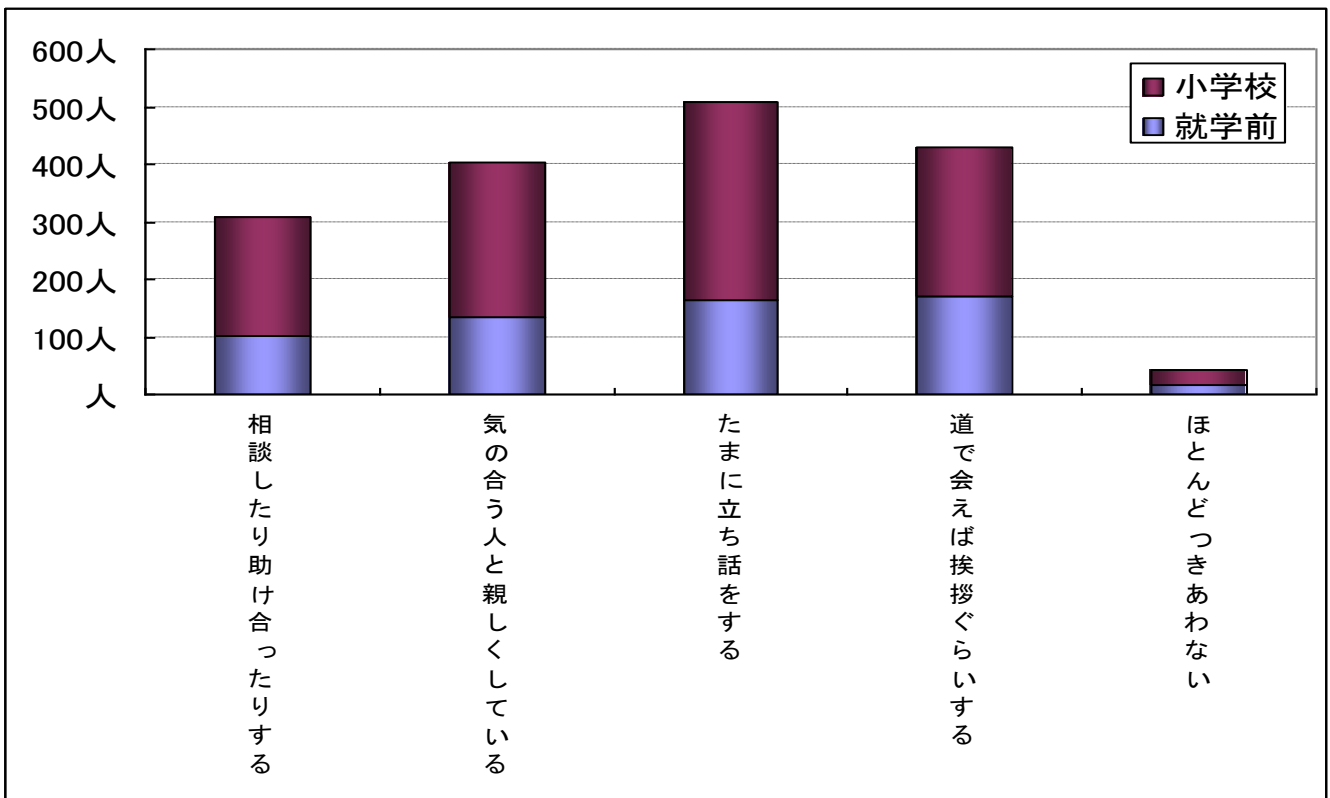
(吉崎市子育てに関するアンケート調査)

■不安や悩みの相談場所・相談相手はどこ（だれ）ですか■



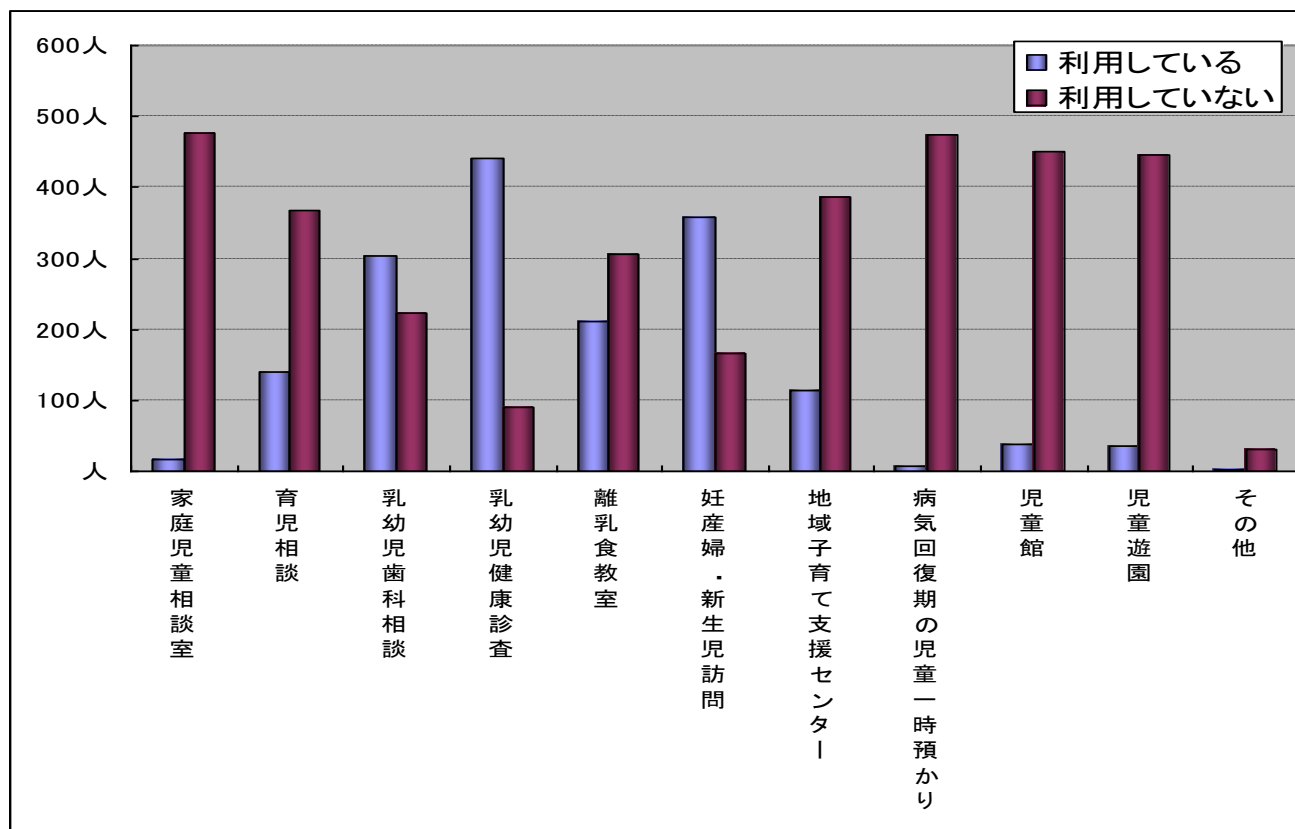
（壱岐市子育てに関するアンケート調査）

■日ごろ、隣近所の方とどのように接していますか■



（壱岐市子育てに関するアンケート調査）

■子育て支援サービスの利用度■



(豊岐市子育てに関するアンケート調査：就学前児童用)

①居宅における支援

- 出産後間もない時期のすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報の提供並びに相談・助言を行います。
- 育児の援助を希望する保護者に対して、地域における会員同士の相互援助を行い、在宅における子育ての支援の充実に努めます。
- 子育て支援サービスの総合的な情報提供に努めます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
妊産婦新生児訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	妊産婦並びに乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。	継続	健康保健課
乳児等訪問指導事業 (養育支援訪問事業)	妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育を支援するため、専門的相談や育児・家事援助等を行います。	継続	健康保健課

ファミリー・サポート事業	子育ての支援を受けたい人で行いたい人を組織化して、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する相互援助活動を支援するファミリー・サポート事業を開設します。	新規	市民福祉課
託児支援事業のネットワーク化	関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。	継続	市民福祉課
広報事業	子育て支援サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、各種媒体を利用して行います。	総合的案内の実施	市民福祉課 健康保健課 教育委員会

②保育所その他の施設における児童養育支援の充実

- 保育所や幼稚園等において、保護者の緊急時や育児負担の軽減のため、一時的に預かるサービスを充実します。
- 放課後児童クラブ、保育所、幼稚園における子育て支援に努めます。
- 国や県の推進する、認定こども園の実施の検討を行います。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
通常保育事業	保護者の多様なニーズにこたえるとともに、保育所保育指針に基づき、保育園での保育を実施します。	拡充	市民福祉課
延長保育事業の充実	認可保育所において、通常保育時間外のニーズに対応するため、延長して保育を行っており、今後も利用状況に応じた受入体制の整備に努めます。	拡充	市民福祉課
一時預かり保育事業の実施	保護者の急病・急用や保護者の断続的な就労形態、専業主婦の家庭等の育児疲れの解消などに対応するため、一時的に預かる保育を行っています。	拡充	市民福祉課
学童保育の充実	昼間、保護者のいない小学校低学年の児童の放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブの設置を支援します。	拡充	市民福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援	拡充	市民福祉課

	を行います。		
病児・病後児保育事業	病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、市民病院に専用スペース等を付設し、保育及び看護ケアを行う保育サービスを実施します。	新規	市民福祉課 病院管理課
障がい児保育の推進	集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	継続	市民福祉課
へき地保育所事業	へき地において必要な保育が適切に行われるよう整備するとともに、入所児童数を考慮しながら、統廃合を実施し、保育環境を整備します。	継続	市民福祉課
幼稚園教育	保護者の多様なニーズにこたえとともに、幼稚園教育要領に基づき、幼稚園での教育を実施します。	継続	教育委員会
幼稚園預かり保育事業の推進	子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や夏期休園時等に預かり保育を実施しています。	拡充	教育委員会
認定こども園事業	就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供するため、認定こども園の設置を行います。	新規	教育委員会 市民福祉課
託児支援事業のネットワーク化	関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。	継続	市民福祉課
広報事業	労働者、事業主、地域住民の意識改革のため、様々な機会を通じて、啓発活動に努めます。	継続	市民福祉課

③児童の養育に関する保護者からの相談・情報提供の充実

- 専門の職員による相談や必要な情報の提供に努めます。
- 吉岐こどもセンターを中核として、気軽に集える場の提供や情報交換、相談体制を整えます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
子育てネットワークの充実	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するため、福祉事務所を中核としてネットワークを拡充します。	拡充	市民福祉課
児童館・児童遊園運営事業	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の育成を	拡充	市民福祉課

	行います。		
相談事業の充実	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、利用意向の高い各種健診での相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	拡充	健康保健課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	拡充	市民福祉課
広報事業	子育て支援サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、各種媒体を利用して行います。	総合的案内の実施	市民福祉課 健康保健課 教育委員会
ファミリー・サポート事業	子育ての支援を受けたい人で行いたい人を組織化して、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する相互援助活動を支援するファミリー・サポート事業を開設します。	新規	市民福祉課

④支援事業に関する情報の提供

- 各種制度や行事等の情報をわかりやすく提供できるよう体制を整えていきます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
広報事業	子育て支援サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、各種媒体を利用して行います。	総合的案内の実施	市民福祉課 健康保健課 教育委員会

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

島の中央をほぼ南北に走る国道が通じ、旧四町を結ぶ主要道路が整備されている。しかし、市内には道路幅も狭く、見通しの悪い道路が数多くあり、歩行者、特に交通弱者といわれる子どもや高齢者にとって、交通安全上、危険な箇所も多くあります。

そのため、子どもを交通事故から守るため、交通安全教室が保育所、幼稚園、小学校等で実施されています。

今後は、現在行われている交通安全教室の充実を図るとともに、チャイルドシートの装着の向上等が課題となっています。

施策の方向

- 学校、警察等の関係機関との連携により、子どもや保護者に対する交通安全教室の充実を図ります。
- チャイルドシート等、子どもを交通事故から守る対策を推進します。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
交通安全教室の推進	警察や交通安全協会等と連携し、児童生徒や保護者に対し、交通安全に関する教育、啓発を行います。	継続	教育委員会
チャイルドシートの普及促進	警察や保育所と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法等について啓発を行います。	継続	総務課 市民福祉課

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

近年、犯罪の凶悪化等で子どもが被害に遭う事案が多く発生していることから、日常生活での子どもの安全確保が求められています。

本市では、今のところ子どもが犠牲となるような大きな事件は起きてはいませんが、しかし、子ども自ら「自分の身は自分で守る」ことを意識し、身につけることが大切です。また、子どもの安全確保は、保護者だけで解決できる問題ではなく、地域住民も含めた大人みんなで、子どもたちを犯罪の被害に遭わせないために、地域全体で取り組むことが課題となっています。

施策の方向

- 子どもの犯罪被害を防ぐため、行政、警察、学校など関係機構との連携により、情報交換等の体制づくりを推進します。
- 子どもの通報避難場所である「子ども 110 番の家」などの防犯ボランティア活動の育成・支援に努めます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
関係機関・団体との情報交換	学校においては、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を密にします。	継続	教育委員会
パトロール活動の推進	P T A等や関係団体と連携し、校区内を巡回することで、青少年を非行から守るパトロール活動を推進するとともに、その活動を支援します。	継続	総務課
防犯ボランティアの推進	地域全体に防犯意識の浸透を図り、犯罪のない安全・安心のまちづくりに貢献する防犯ボランティア活動を促進します。	継続	教育委員会
子ども 110 番の家の設置	不審者等の通報避難場所として、地域の連携を図るための「子ども 110 番の家」の取り組みを推進します。	継続	教育委員会 市民福祉課

(4) 被害にあった子どもの保護の推進

現状と課題

心身ともに未成熟な子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった場合、それによって受ける精神的なダメージは大人に比べて非常に大きく、心の傷は深いものとなりがちです。こうした子どもの特性に配慮しながら、被害にあった子どもの精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援することが必要です。

■いじめ・不登校・少年非行等の状況■

区分	学校生活等			非行	家族関係		環境 福祉	心身 障害	その他	計
	人間 関係	登校 拒否	その他		虐待	その他				
平成 16 年度	0	53	1	22	169	2	133	41	76	497
平成 17 年度	0	45	0	0	64	17	280	21	37	464
平成 18 年度	44	11	0	4	41	25	113	30	55	323
平成 19 年度	45	63	1	0	80	1	325	38	101	654
平成 20 年度	1	51	0	34	10	44	548	80	78	846

(福祉行政報告例)

区分	不登校		不登校気味		欠席 30 日以上		保健室登校	
	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数
小学校	0	0	3	3	1	1	0	0
中学校	2	4	4	10	6	11	2	3

(平成 21 年度 (第 2 学期) 不登校児童・生徒の調査結果について)

施策の方向

- 心の教室相談員やカウンセラーを活用して、被害にあった児童・生徒や保護者に対する相談や支援を行います。
- 要保護児童対策地域協議会の機能の強化を図り、相談から自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。
- 臨床心理士等専門職員の配置をすすめます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
「心の教室相談員」 推進事業	被害に遭った子どもに対しては「心の教室相談員」を配置して、生徒の相談相手となって相談を受けるなどして、心のケアに努めます。	継続	教育委員会
カウンセリング体制 の強化	専門的な知識を持つスクールカウンセラーが不足している ので、増員などの体制の強化に努めます。	継続	教育委員会
要保護児童対策地域協 議会の機能強化	いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじ め・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目の ない支援を行います。	拡充	市民福祉課
児童相談所の機能強化	相談員を増員し、関係機関との連携強化を図り、多種多様 な相談に対応し、支援を行います。	拡充	市民福祉課

(5) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援が必要です。

本市の児童相談所に相談があった件数は、平成21年度で846件ありますが、それ以外に潜在化している件数も多いものと思われます。そのために要保護児童対策地域協議会を拡充して、支援体制の整備や児童相談所の機能強化を図っていく必要があります。

区分	学校生活等			非行	家族関係		環境 福祉	心身 障害	その他	計
	人間 関係	登校 拒否	その他		虐待	その他				
平成16年度	0	53	1	22	169	2	133	41	76	497
平成17年度	0	45	0	0	64	17	280	21	37	464
平成18年度	44	11	0	4	41	25	113	30	55	323
平成19年度	45	63	1	0	80	1	325	38	101	654
平成20年度	1	51	0	34	10	44	548	80	78	846

(福祉行政報告例)

施策の方向

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。
- 児童相談所の機能強化を図ります。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
要保護児童対策地域協議会の機能強化	コーディネーターの専門性強化に向けた研修の実施及び代表者会並びに個別支援会議の充実を図ります。	拡充	市民福祉課
児童相談所の機能強化	相談員の増員及び資格取得のための研修受講等の支援を行います。	拡充	市民福祉課

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

青少年の非行などの問題行動は、経済の高度成長に伴う社会の変化や価値観の多様化、家庭・学校・地域社会の教育力の低下など、青少年を取り巻く環境の悪化等にその原因が求められます。

また、テレビ・ラジオ・雑誌等をはじめとするマスメディア、近年ではインターネットの急速な普及により、日本中どこにいてもあらゆる情報を瞬時に知ることができるようになりました。こうした高度情報化の進展は人々に多大の恩恵を与えましたが、その一方で青少年には極めて有害な情報も氾濫するようになりました。

本市においても、一般書店やコンビニエンスストア等で、過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ・インターネット等のメディア上でも有害情報が氾濫し、子どもに対する悪影響が懸念されるのが現状です。

そのため、今後は子どもを取り巻く環境の浄化に取り組み、次代を担う子どもたちの健全育成を図る必要があります。

施策の方向

- 子どもに悪影響を与える有害な情報については、家庭、地域、学校と連携して、関係・業界に対して自主的措置を働きかけます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
ココロねっこ運動の推進	「ココロねっこ運動」の一環として、行政・関係団体・業界が一体となり、「長崎県青少年保護育成条例」の厳正な運用をはじめ、青少年を取り巻く環境の浄化に取り組み、次代を担う子どもたちの健全な育成を推進します。	継続	教育委員会
有害情報に係る関係業界に対する働きかけの充実	県教育庁等関係機関・団体と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する指導、取締りや働きかけを継続するとともに、各家庭に対しても有害な情報の取扱い上の留意点について指導をしていきます。	継続	教育委員会

6. 安全・安心なやさしいまちづくり

(1) 良質な住宅の確保

現状と課題

子育て世帯がゆとりをもって安心して暮らせるためには、居住環境の整備が必要です。本市には、平成22年2月1日現在、市営住宅が775戸あり、一部地域を除き、数量的には充足していると考えられますが、耐用年数を経過した住宅も多く、老朽化・狭隘化しており、住民のニーズに必ずしも対応しているとはいえない状況です。

そのため、子育て世帯のニーズに対応した、しかもバリアフリー等、安全面に配慮した住宅の確保が課題となっています。

■市営住宅管理戸数■

	郷ノ浦	勝本	芦辺	石田	計
管理棟数	48	18	48	13	127
管理戸数	305	132	209	129	775

(資料：吉岐市 建設課)

施策の方向

- バリアフリー対策、防犯対策等の安全面に配慮した公共住宅の整備を推進します。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓口
公営住宅整備事業の推進	子育て世帯が安心かつ快適に住み続けられるよう、公営住宅の整備を図ります。	拡充	建設課
バリアフリー化の推進	バリアフリー対策等安全・安心に配慮した計画的な建替・維持補修に努めます。	拡充	建設課

(2) 良好な居住環境の整備

現状と課題

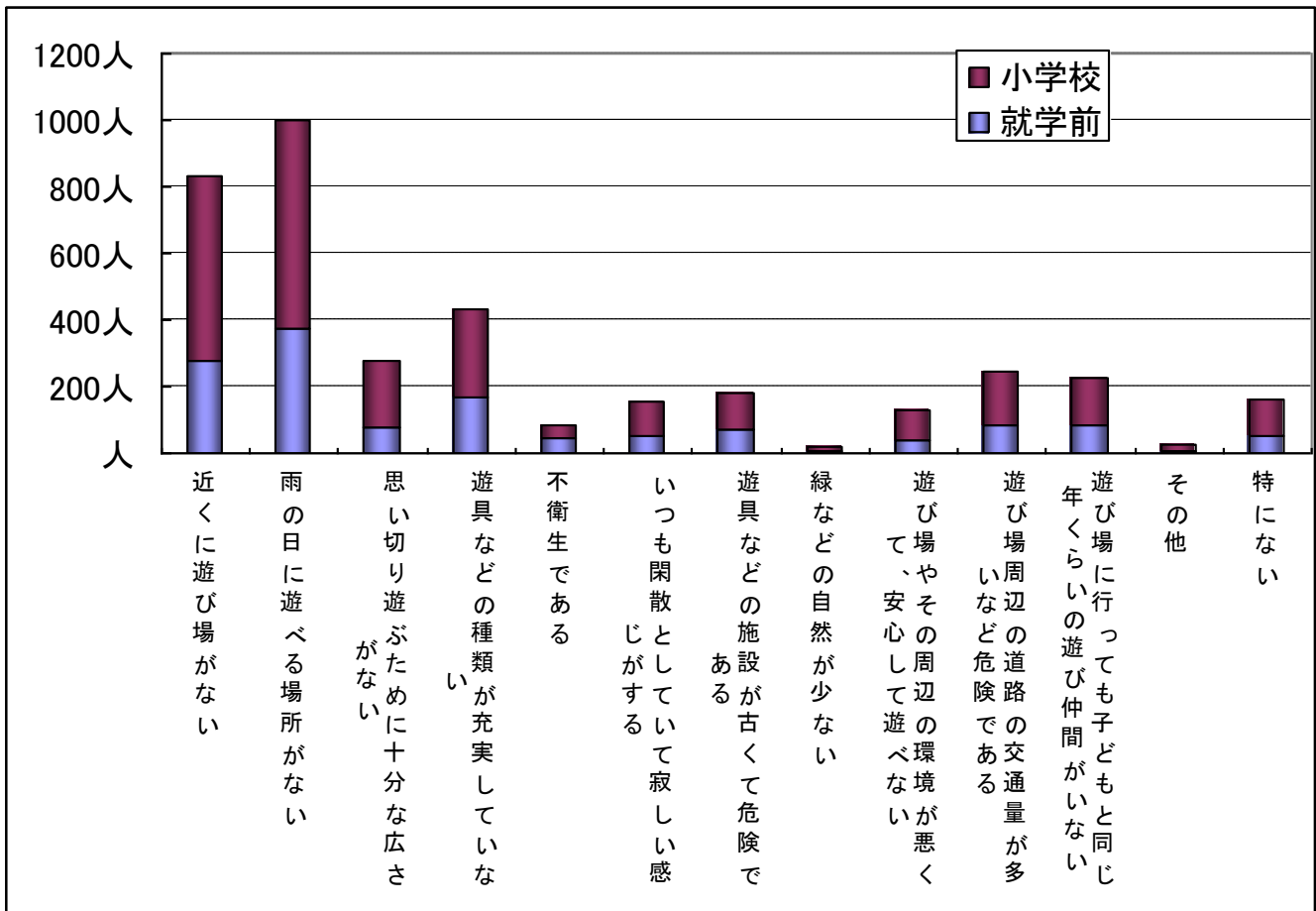
充実した子育てをするためには、ゆとりをもって安心して暮らせる住宅とともに、快適に過ごすことのできる居住環境も必要です。

安心して子ども連れで外出ができ、また、子どもが楽しく安全に遊ぶことができる公園や、同じような子どもをもつ保護者が気軽に集え、情報交換のできる子育て支援施設も、居住する住宅の近くに欲しい施設です。

市内の児童公園は、整備状況が地域によって差があるのが現状です。

また、公園以外でも、交通量の増加や犯罪等の増加により、安全で安心できる子育ての場所が少なくなっており、良好な居住環境の整備はますます重要となっています。

■家の近くの遊び場で日ごろ困っていること■



(彦根市子育てに関するアンケート調査)

施策の方向

- 子育てニーズに対応できる良好な居住環境の整備に努めます。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓 口
やさしいまちづくり 環境整備	高齢者、障害者、妊産婦、子どもたちなど、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。	継続	建設課
公共施設の バリアフリー化	市庁舎や学校などの公共施設については、段差の解消など、建築物の改善を促進します。	拡充	建設課
公共施設の開放と児童 公園環境の整備	子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。	拡充	建設課 市民福祉課
児童館・児童遊園 運営事業	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の育成を行います。	拡充	市民福祉課
地域子育て支援 拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	拡充	市民福祉課

(3) 安全な道路交通環境の整備

現状と課題

本市には、国道 19km、主要地方道 38km、一般県道 49km、市町村道 1,341kmで合計 1,447kmとなり、丘陵状の地形と平野部に散居型の集落や農地があり、それに沿って道路網が発達しています。

なお、舗装率は 89.1%と高いが、改良率は 51.3%と低くなっています。

近年、島内における交通量が増大し、拡幅整備の遅れなどにより、緊急車両等の通行にも支障をきたしており、今後地域との協議を図りながら順次整備を進める必要があります。特に、通学路となる交通量の多い道路や交差点においては、安全な道路交通環境の整備が必要となっています。

■道路の整備状況■

(単位：m、%)

路線名	路線数	管理延長	改良			舗装延長	舗装率	
			規格改良	未改良	改良率			
国道	1	18,988	18,951	37	99.8	18,988	100.0	
地方道	4	38,443	32,824	5,619	85.4	37,600	97.8	
県道	6	49,113	29,019	20,094	59.1	48,750	99.3	
町道	1級	75	147,880	145,759	2,121	98.6	145,955	98.7
	2級	104	145,826	143,925	1,901	98.7	145,502	99.8
	その他	3,741	1,046,889	371,357	675,532	35.5	893,147	85.3
	計	3,920	1,340,595	661,041	679,554	49.3	1,184,604	88.4
合計	3,931	1,447,139	741,835	705,304	51.3	1,289,942	89.1	

(資料：平成 21 年 4 月 1 日現在 沓岐振興局建設課調)

施策の方向

- 子どもや保護者が安心して通園・通学ができるように、通学路の整備や道路照明灯・防護柵および道路反射鏡を設置し、交通安全施設の整備を推進します。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成 26 年)	窓口
街路整備事業	子どもや親子連れが安心して移動できるように、子どもや親子連れの視点に立った街路の整備を促進します。	拡充	建設課
交通安全施設の整備	地域の実態や都市景観に配慮しながら、信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。	拡充	建設課

--	--	--	--

(4) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

安心して子育てするためには、子ども連れでも安心して外出できる生活環境の整備をする必要があります。

外出する際に困ることとして、歩道の段差、交通機関の乗り降り、建物の階段やスロープ、授乳施設がないことなど、移動に伴って必要とする施設・設備の面で配慮が十分でないと感じている保護者が多いという指摘があります。

本市でも、公共施設におけるバリアフリーの整備は全体的にまだ緒についたばかりであり、今後は誰もが利用しやすいバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点をもった整備を図る必要があります。

施策の方向

- 公共施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- 公共施設等へのトイレの整備等、子ども連れの利用に配慮した施設整備に努めます。
- 子どもが安心して遊べる施設、遊具等の整備・維持管理を推進します。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓 口
公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化	公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化に向けて建築物改善等を促進します。	拡充	建設課
子どもにやさしいトイレ等の整備	授乳施設、段差の解消、スロープ、親子トイレ等の設置など、子ども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。	拡充	建設課
公共施設の開放と児童公園環境の整備	子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。	拡充	建設課 市民福祉課
子育て世帯への情報提供	公共施設等における、授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、子育て情報誌やホームページ等を通じて提供していきます。	拡充	市民福祉課

(5) 安全・安心のまちづくりの推進等

現状と課題

本市では、子どもたちが交通事故や犯罪にあわないよう横断道路付近や通学路、公園等に道路照明灯や防犯灯を整備して、守ってきました。

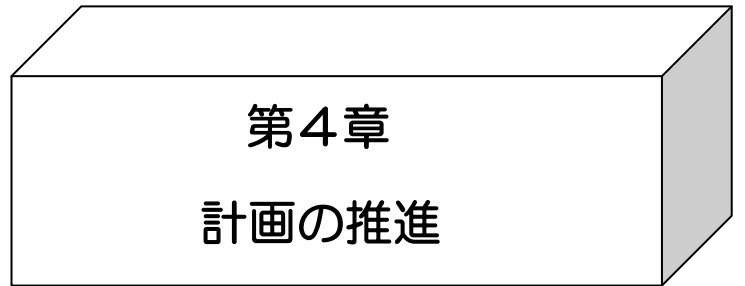
しかし、近年、子どもが危険な目にあったり、交通事故に巻き込まれたりするケースが増え、安全・安心に対する信頼が薄らいでいます。防犯対策は、行政、警察のほか地域との連携が不可欠であり、今後も情報の共有・交換を図りながら地域活動を推進していく必要があります。

施策の方向

●通学路における安全を確保するため、防犯灯の設置やガードレール等の設置のほか、警察、学校、ボランティアなどとの協力のもと、子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを推進します。

具体的施策

施策の名称	施策の概要	目標(平成26年)	窓口
防犯灯の設置促進	市民が安心して歩けるまちづくりを目指し、街路灯や、公園灯などと調整を図りながら、地域の要望を考慮した防犯灯の整備を行います。	拡充	建設課
防犯活動の推進	市民や企業、ボランティア、学校などと連携して、防犯活動の推進を図ります。	継続	教育委員会



第4章
計画の推進

1. 計画の実施体制

この行動計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

行動計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、事業所等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取り組んでいきます。

さらに、地域で組織される関係団体・機関等をはじめ、ボランティアグループとも連携を深め、市民と協働による事業の推進を図ります。

2. 計画内容や進捗状況の周知

この行動計画の施策を推進していくためには、市全体が子どもの視点に立った子育て支援の重要性を認識し、積極的に関与していくことが重要です。そのため、この計画を広く市民に公表し、周知、啓発を推進するとともに、これらに対する市民意見の聴取に努め、市民との意思疎通を図っていきます。

3. 計画の評価・見直し等仕組みづくり

行動計画の推進にあたっては、広範な分野にわたる次世代育成支援施策について、国・県との連携や市長部局と教育委員会との一体的な推進体制のもと、関係課相互の連携を強化し、総合的に施策を展開するとともに、厳しい財政状況を勘案し行政が行う事業領域の見直し等、実施事業の再構築などに取り組むことも必要です。

また、行動計画に基づく施策の実施状況を関係課による庁内推進会議等により、年度ごとに点検・評価をし、その実施状況は市のホームページや広報誌への掲載などで市民に公表します。